

1992年（平成4年）（ワ）第2075号ほか 公式陳謝等請求事件

原告 朴 ■ 一ほか79名

被告 国

準備書面

2001年（平成13年）1月25日

京都地方裁判所 第1民事部 合議係 御中

頭書事件について原告らは下記のとおり弁論を準備する。

原告ら訴訟代理人弁護士	小野誠之
同	堀和幸
同	山本晴太
同	松本康之
同	池上哲朗
同	武田信裕
同	金京富
同	新谷正敏
同	中田政義

目 次

第1	事実関係	5
1	はじめに	5
2	事件は海軍の軍務の過程で起きたものである	6
3	朝鮮人に対する日本国の対応の変化	10
4	真相究明、調査、説明の義務	15
5	帰還の経緯	16
6	出港までの経緯	23
7	浮島丸は舞鶴に向けて出港した	25
8	朝鮮人を帰還させようとした理由	27
9	爆沈	32
10	報道	35
11	爆発原因	43
12	乗船者数、死亡者数	47
13	「恨」は世代を越える	55
第2	原告らの実情	58
1	はじめに	58
2	浮島丸事件被害者らが浮島丸爆沈に遭遇するまでの事情	58
3	浮島丸事件後の生活－生還者の場合	59
4	浮島丸事件後の生活－生還者遺族の場合	59
5	浮島丸事件後の生活－死亡者遺族の場合	60
第3	原告らの請求の根拠	61
1	道義的国家たるべき義務に基づく請求	61
	(1) 侵略戦争と植民地支配への反省に立脚した日本国憲法	61
	(2) 侵略と植民地支配への反省を世界に誓約する日本国憲法第9条	63

(3) 平和を愛する諸国民との信頼関係の構築	63
(4) 憲法の命ずる作為義務の内容 (道義的国家たるべき義務)	64
(5) 道義的国家たるべき義務の名宛人	65
(6) 道義的国家たるべき義務の程度	66
(7) 国家賠償法類推適用による賠償責任	66
(8) 結語	67
2 損失補償責任に基づく請求	67
(1) はじめに	67
(2) 憲法の条項に基づく直接請求が認められること	67
(3) 生命・身体に対する損害についての損失補償責任の適用	69
(4) 戦争犠牲ないし戦争損害が「特別の犠牲」に該当すること	69
(5) あてはめ	70
(6) 結語	71
3 安全配慮義務違反に基づく請求	71
(1) 安全配慮義務の発生根拠	71
(2) 本件における安全配慮義務違反	73
4 立法不作為に基づく国家賠償請求	78
(1) はじめに	78
(2) 立法不作為による国家賠償請求の歴史	78
(3) 1985年小法廷判決の誤り	80
(4) 山口地裁下関支部判決	82
(5) 原告らの主張	82
(6) 立法不作為による国家賠償の要件	86
5 遺骨返還請求について	89
(1) 事実関係	89
(2) 遺骨返還請求	91
第4 問われる日本の戦後賠償責任	93
1 浮島丸事件に対する日本国政府の態度	93

2	戦後補償の国際的動向	94
3	日本の戦後補償法制	96
4	司法の責任	98

記

第1 事実関係

1 はじめに

浮島丸死没者名簿（甲A第59号証、以下「死没者名簿」）には、大湊警備府が死亡を認定した朝鮮人524名の氏名がある。事件がなければ、今日まで生きてはずの人々である。

名簿は2部に分かれ、最初は、（大湊海軍施設部）となっている。氏名の下に、「25才、25才、25才、38才、36才、26才、24才、25才、20才……」と、年齢が続く。いずれも働き盛りの男達、日本の戦争に動員され、日本の為に働いて来た朝鮮人410名である。

次の名簿は、（施設部以外の分）となっている。ここにあるのは、ほとんどが女性と子供で、家族ごとに90名の氏名があり、例外として、最後に日通大湊支店のみ、男達24名が記載されている。名簿には「30才女、9才女、11才男、1才男、27才女、7才女、5才男……1才女、11才女、9才女、7才男、4才男……」と、母親と子供、或いは子供だけが並んでいる。乳幼児が多く、1才が7名もある。

日本国とは一体何であろうか。日本人には人間の心があるのだろうか。幼子も含む、少なくとも524名もの人間の死を、それが朝鮮人であれば、日本と日本人は実感できないのだろうか。

どんな顔をして、誰に補償するかは日本国が決めること（だから朝鮮人には補償しない）、調査、説明の義務もないと言えるのだろうか。もし、時計の針を逆に回すことができたとしたら、事故直後の舞鶴で、生き残った者達の前で、遺族の前で、同じことが言えるだろうか。

出港の経緯、爆発の原因は重要ではない。それらは問題の本質ではない。浮島丸事件は、海軍の軍務の中で発生した事故である。浮島丸は日本海軍の船で、操船していたのは海軍の軍人で、日本海軍（大湊警備府）が朝鮮人の帰還を決定して乗船させた。これが事件の本質であり、このことに対する日本国の責任を問うているのだ。

日本国の名の下に、日本国の船で起きた事件、しかも軍務であるものに

ついて、何故、日本国には責任なしとなるのか。日本人の軍人だけに補償して、つまり日本人への責任は認めて、朝鮮人には責任なしと、どのような理由でそうなるのか。

敗戦直後の混乱の中でのことなら、全てを不問に付すことができるのか。「戦争」という名前をつければ、「予測不可能であった」と全てが許されるのか。では何故、戦傷病者等遺族援護法は日本人についてのみ、国家補償の精神に基づいて行われるのか。日本国が朝鮮人を戦争に動員しておいて、朝鮮人には補償なし、事件を調査し、遺族に説明する義務さえなしと、どうしてこの様な、日本人に対するのと大きな違いが生まれるのか。日本国はそのようなことをして、何故平気なのか。

どう考えても答えは一つしかない。日本国は朝鮮人を、人格を持った一個人の人間として認めていないのだ。日本国にとって朝鮮人は人間ではないのだ。だからこそ、一家の働き手を失おうと、いたいけな子供や母親が海に飲まれてしまおうと、何も感じないで平気でいられる。「責任なし」「調査の義務なし」「誰に補償しようか我が方の勝手」と、背広を着て、ネクタイをしめて、無表情に平気で言えるのだ。

被告代理人は「もし自分だったら」と、一度でも考えたことがあるのだろうか。自分は朝鮮人ではない、日本人なのだから、朝鮮人と同じにするな—そういうことなのか。

2 事件は海軍の軍務の過程で起きたものである

(1) 「日本国民」とされた朝鮮人

1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾して連合軍の前に無条件降伏し、戦争は終わった。

朝鮮人は日本の支配から解放され、「奴隷状態」からの解放が約束された。日本は植民地支配にピリオドを打ち、朝鮮人を「奴隷状態」から解放しなければならなかった。それが、ポツダム宣言を受諾した日本の義務であった。

1910年、日韓併合を行った大日本帝国は、朝鮮を大日本帝国の一部とし、朝鮮人を「新附の民」、即ち日本国民とした。朝鮮人の民族的

抵抗、独立運動を武力で押さえ込み、「内鮮一体」の美名の下に、朝鮮人を日本人に同化しようとした。1937年の日中戦争以降は、朝鮮人の皇民化を目論み、「宮城遥拝」、「皇国臣民の誓詞」、「教育勅語」等を強要し、学校での朝鮮語の使用を禁じ、創氏改名を強いた。太平洋戦争に突入すると、「日本は『万世一系』の世界第一の強国」「一視同仁」「一億一心」「等しく天皇の赤子」等として、朝鮮人を戦争に動員した。

この様に、朝鮮を日本とし、朝鮮人を日本国民とした36年間の植民地支配は、一人一人の朝鮮人と日本との関係を、いやおうなく強固で複雑なものにしていた。1945年、日本本土には、約200万人以上の朝鮮人が、一般在住者、「集団移入労務者」、軍属としていた（甲A第4号証、1950年引揚援護庁刊「引揚援護の記録」）。前線にも、日本軍が侵略、占領した広範な地域にも、必ず、軍人・軍属として、朝鮮人の存在があった。日本の支配地のほとんどには、軍人だけでなく、民間人も進出して行ったが、そこにも朝鮮人の姿があった。北は樺太から、満州、中国、南はインドネシア、更には南太平洋の島々まで、朝鮮人も「日本人」として、様々な立場で存在していた（註 地名等の呼称は当時のものを使った。以下同じ）。

(2)義務として行った朝鮮人の帰還

日本の占領、支配は、軍を背景としていた。無条件降伏した日本は、当然のこととして、これら広範な占領地からの撤退を余儀なくされ、軍隊のみならず、民間人も引き揚げを開始するが、勿論、朝鮮人もこの中に含まれていた。日本国は朝鮮人を、日本本土、更には朝鮮へ安全に帰還させなければならなかった。

又、日本本土の朝鮮人に対しては、希望する朝鮮人を安全に帰還させなければならなかった。それは、戦争を遂行しポツダム宣言を受諾した日本の当然の義務であった。

日本が敗者となった戦後の混乱の中である。中国大陸では、軍人の引き揚げが優先され民間人は取り残された。特にソ連が進駐した満州からの引き揚げは辛酸を極め、樺太や北朝鮮からの引き揚げは遅れた。比較

的平穩に進んだ南方からの引き揚げでも、各地に朝鮮人慰安婦が取り残された。

日本本土からの朝鮮人の帰還も混乱した。日本国は確かに不十分だった。しかし戦後処理として、義務として、占領地からの引き揚げ、朝鮮人の日本本土からの帰還に取り組んだことは事実である。

「引揚援護の記録」は、「引揚業務」を、日本人（朝鮮人、台湾人を含む）の「受入」と、非日本人（主として朝鮮人、台湾人）の「送出」としている。本来、この2つは全く性質の異なるもので、「引揚業務」として一緒に扱うべきものではない。日本は占領地から追われる立場であったが、朝鮮人は解放されて帰還する立場だったからである。

しかし、日本国が義務として、戦後処理として、「引揚業務」、「受入」

と「送出」に取りくんだことを「引揚援護の記録」は記している。中でも軍人・軍属の引揚（日本からの朝鮮人の帰還を含む）は、陸軍省、海軍省が存在した1945年11月30日まで、軍務として行っていた。

浮島丸事件は、海軍の軍務の過程で起きた事件である。戦争を遂行した日本が、徴兵、徴用或いは強制移入した朝鮮人を帰還させるのは当然の義務であり、事実として、日本国は行っている。浮島丸事件も決して例外ではない。

(3) 自らの行為の否定

しかし、本件において、日本国（被告）は、乗船の経緯を、「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷へ帰りたいと訴えたことに応えたものである」とし、これが海軍の軍務の一環であり、日本国（被告）の当然の義務として行われたと認めていない。（日本国（被告）の言う乗船の経緯は事実のすり替えであるが、それについては後述する）。第二復員局の用箋にタイプされた「昭和28年12月輸送艦浮島丸に関する資料」（甲A第60号証、以下「輸送艦浮島丸に関する資料」）にも、冒頭に同じ趣旨が書かれ、続いて、「当時、日本海軍としては◆◆解員手続きを完了した元工員に対して、これを帰鮮せしめねばならぬという義務はなかったけれども」という、信じられない文言がある（註 ◆は判読不能の

字。以下同じ)。

これはあまりにもひどいことではないか。しかも自らの行為を否定することではないか。朝鮮人の奴隷状態からの解放が意味することは、「日本の支配は終わった、だから徴用は解除する。これで、朝鮮人は日本とは何の関係もない。」と、放り出すことなのか。本当にそんなことができると思って、実際にそうであったと確信して、今日、日本国は自らの義務を否定しているのか。朝鮮人を帰還させるという最低限の義務さえ、今日、日本国は否定するのか。では、南方各地からの朝鮮人軍人・軍属の帰還は一体何だったのか。「帰還させる義務はなかったけれども」と、お情けで、日本人軍人のついでと一緒に帰還させたのか。本気でそんなことを言っているのか。

それは、自らがなして来たことを否定し、事実にも反する。敗戦直後の日本、1952年までの日本国は、広範な占領地から撤退するとき、朝鮮人も日本国民として等しく扱ってきた。朝鮮への帰還も引揚援護の一環であることを「引揚援護の記録」は記している。これをどのように読んだら、「朝鮮人の希望に応えたもの」、「帰鮮せしめねばならぬという義務はなかった」と読めるのか。

(4) 浮島丸乗船は軍務

重ねて言うが、浮島丸事件は、海軍の軍務の中で発生した事件である。朝鮮への帰還は、日本政府の、義務として行われている。中でも朝鮮人軍人・軍属の帰還は、復員と同じく、軍務であり、民間人に優先して行われた。浮島丸事件も例外ではない。後に詳述するが、浮島丸による朝鮮人の帰還は、軍令部の許可を得た大湊警備府司令部の決定によるものである。原告第二準備書面で明らかにしたように、浮島丸は釜山（朝鮮）ではなく、舞鶴へ向けて出港した。しかし、それも朝鮮への帰還を前提としていた。

日本国（被告）は、「日本海軍は、特設輸送艦浮島丸に朝鮮人らを便乗させて、朝鮮半島に輸送しようとしたことは認める。」と述べている（被告第五準備書面1頁最終行から2頁1行目）。朝鮮人が帰国を希望したから浮島丸に便乗させたと言うのである。しかし、たとえそうであ

ったとしても、海軍が朝鮮人の乗船を認めたからには、日本国の責任は免れ得ない。

しかも、朝鮮人は浮島丸に「便乗」したのではない。広辞苑によれば、「便乗」とは、「他人の便を利用して、ついでに相乗りする事」とあるが、浮島丸は、朝鮮人を帰還させる目的で出港したのであり、これが軍の軍務であることは、繰り返し述べたとおりである。

浮島丸事件は、日本国が当然責任を負わねばならぬ、責任を回避する余地のない事柄であり（だからこそ、日本人乗組員は戦死、戦傷者として扱っているのである）、たとえ、事件が不可抗力のものであったとしても、責任を免れ得るものではないのである。

ところが、今日の日本国（被告）は、海軍の軍務であった事実さえ認めようとせず、朝鮮人を帰還させる義務も認めていないのである。

3 朝鮮人に対する日本国の対応の変化

前記のとおり、今日の日本国（被告）は、海軍の軍務であった事実さえ認めようとせず、朝鮮人を帰還させる義務も認めていない。

そこで、いつから、何故、このように自らの行為さえ否定することになったのか。以下、日本国（被告）の対応の変化を辿ってみることとする。

(1) サンフランシスコ平和条約発効まで

日本国（被告）が朝鮮人の帰還にどのように取り組んだか、『引揚援護の記録』等は次の様に記している。

「政府の引揚業務対象は、いわゆる『受入』の対象となった軍人、軍属、一般邦人と、いわゆる『送出』の対象である『第三人』（略）等である。」（甲A第4号証の1、1頁）。

「政府においては、終戦とともに、大本営及び陸海軍を中心に、武装解除・武器引渡・休戦調印・海外部隊保護・復員・捕虜・抑留者・戦争裁判などの諸問題ととりくむことになった。在外一般邦人の内地引揚について、最初の決定を見たのは、昭和20年8月21日総務局長会報であった。（略）この8月21日は引揚関係においては相当重要な日であって、同日の次官会議においては、応徴朝鮮人の徴用解除方針、（略）

につき厚生省において方策樹立、(略)が決定している。」(甲A第4号証の2、3頁)。

「昭和20年9月13日大本営は廃止された。しかしながら、当時なお陸軍省、海軍省は存在し、両者が第一復員省、第二復員省と改まったのは同年11月30日のことであった。引揚業務の最終期の機構となった『引揚援護庁』は、厚生省の組織と両復員省の後身が総合されたものである。」。

「1952年3月18日の閣議決定 海外邦人の引揚に関する件 従来海外邦人(もとの軍人・軍属であった朝鮮人、台湾人及び琉球出身者を含む)の引揚については、連合国最高司令官の日本政府宛覚書『引揚に関する基本指令』に基づいて処理せられてきたところであるが、この指令は、平和条約の発効に伴い失効することとなるので、政府はこれらの引揚者に関し、従前の例にならい、左の要綱により、その輸送、受入援護等の取扱について万全を期すこととする。(略)四、その他 厚生省は、もとの軍人・軍属であった朝鮮人、台湾人及び琉球出身者であって、海外より引揚、そのまま日本を経由して本籍地に帰還する者に対しては、無料で上陸地までの帰還の便宜処置を講ずる。」

(2) サンフランシスコ平和条約発効後

海外邦人に朝鮮人を含めていた日本国の対応は、1952年4月のサンフランシスコ平和条約(以下「サ条約」という)の発効を機に大きく変わった。前記同年3月18日閣議決定では、サ条約発効以後も、海外の朝鮮人に帰還の「便宜処置」を講じている。しかし、サ条約の発効は、大きな転換点であった。

サ条約まで、朝鮮人は「第三人」とも言われ、朝鮮人の日本国籍はあいまいなままであった。しかし、サ条約発効を機に、日本国は全ての朝鮮人の日本国籍を喪失させ、日本国とは関係のない「外国人」とした。

以後、日本国は、「朝鮮人を日本国民とした」歴史に一方的にピリオドを打ち、朝鮮人との特別な関係を否定することとなる。日本が朝鮮の独立を承認し、朝鮮半島が日本の領土でなくなった以上、朝鮮人が日本国籍を喪失するのは原状回復だと日本国は主張する。

しかし、二の1で述べたように、朝鮮を日本とし、朝鮮人を日本国民とした36年間の植民地支配は、1人1人の朝鮮人と日本との関係を、いやおうなく強固で複雑なものにしていた。それを無視して、全ての朝鮮人を「外国人」とすることが、現実には何を意味するのか、以下に述べる。

(3-1) 在日朝鮮人からの日本国籍の剥奪

サ条約の発効を理由に、日本国は一片の民事局長通達で、在日する朝鮮人からも日本国籍を剥奪し、無権利状態に置いた。戦後も日本で生きることを選択した、或いは日本でしか生きていけない朝鮮人から日本国籍を剥奪し、何の救済措置も取らず、「日本で生きる」という権利さえ奪ったのである。それがいかに不当なことであるか、東大法学部教授・大沼保昭は、「民事局長通達に言う『サ条約の発効によって全ての朝鮮人の日本国籍は失われた』との主張は、今日の常識では理論的に成立しない。」と指摘している（大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察」法学協会雑誌96巻3号以下 1979年）。

(3-2) 遺族援護法からの排除

朝鮮人との特別な関係を否定し、単なる外国人とした日本国は、サ条約発効直後に成立した遺族援護法に国籍条項を設け、朝鮮人を対象からはずした。この後、かなり長い間、白い病衣の傷痍軍人がアコーディオン等を弾く姿が日本の街頭で見られたが、これは朝鮮人、台湾人である（映画「忘れられた皇軍」大島渚監督）。朝鮮人、台湾人を日本国民とし、軍人・軍属として、少なくとも10万人以上の戦死者、戦傷病者があったことは、日本人の脳裏から消え去って行った。

(3-3) 樺太に置き去りにされた朝鮮人

更には、遅れた樺太からの引き揚げにおいては、朝鮮人を「もはや外国人」とし、日本人だけを引き揚げの対象とした。ごく一部の朝鮮人が、日本人女性の同伴者として日本に帰国しただけで、4万3000人と言われる朝鮮人は、樺太に置き去りにされた。朝鮮人の大部分は朝鮮半島南部（現在の韓国）出身で、当時ソ連とは国交のなかった韓国の国籍を持つことも、韓国へ帰ることもできなかった。北朝鮮の国籍を持つこと

は、故郷への道を閉ざすことであり、多くの朝鮮人がソ連の国籍も取らず、無国籍（最終国籍日本）のまま、望郷の念を捨てずにいた。日本が朝鮮人の日本国籍を認め、引き揚げの対象とすれば、朝鮮人は日本を経由して故郷へ帰ることができたが、日本は認めなかった。

樺太に朝鮮人がいたのは、戦前は南樺太が日本の領土で、労働力として、強制、半強制的に朝鮮人を動員したからである。その時朝鮮人は、無論、日本国民であった。朝鮮人が日本国籍を喪失するのは原状の回復と日本国は主張するが、樺太の朝鮮人は故郷へ帰って初めて原状を回復できるのであり、それまでは、当然、日本国籍である。樺太の朝鮮人の日本国籍を認めることは、朝鮮人に対する日本国の責任と義務を認めることに他ならない。日本国は一方的にそれを放棄したのである。

(3-4) 朝鮮人B C級戦犯

ポツダム宣言に規定されていた戦犯裁判で、多くの朝鮮人がB C級戦犯となり、23名もが絞首刑となった。彼らは戦争を終結し、日本の平和を回復するために犠牲となったのである。だからこそ日本人戦犯は、戦地勤務扱いで、恩給法、遺族援護法が適用されている。しかるに、朝鮮人には、罪だけは日本国民として負わせ、後は、「もはや日本人ではない」と見捨てた。「死ぬまでは生きているんだ」と、絞首刑になる直前まで遺書を書き綴った趙文相、彼らの死は日本国民としての絞首刑であり、日本国の為であった。

(3-5) シベリア抑留

極寒の地シベリアに、朝鮮人も1万余り抑留されている。彼らにも、やはり何の補償もなく、10万円の慰労金の対象からさえ除外した。

(4) 朝鮮人との特別な関係の否定

以上の様に、サ条約発効による国家主権の回復にあたり、日本は朝鮮人への責任を放棄することを決めたのである。在日朝鮮人に対する日本国籍の一方的剥奪と、遺族援護法からの朝鮮人の排除その他は同根である。それは、日本国と朝鮮人との特別な関係、植民地支配に伴う戦後の責任を否定したことの具体的現れである。

「血も涙もない」、「冷酷無比」という言葉は、日本国のためにある

のではないかと思わざるを得ない。正しく、他国に比べようもないものである。今日の世界の常識にないものである。

「このような戦争損害は、多かれ少なかれ、国民の等しく耐え忍ばなければならないやむを得ない犠牲」一本件でも、同種の裁判でもいつも言われることである。ここにあるとおり、正しく日本国民であったから、朝鮮人は犠牲になり、耐え忍んだ。しかし、少しも「国民等しく」ないではないか。

戦争中は、軍人・軍属は朝鮮人も法的に等しく扱われた（甲A第5号証、1955年厚生省刊『続引揚援護の記録』）。戦後サ条約が発効したとたん、もはや日本国民ではないと、朝鮮人は等しく扱われなくなった。それでいて、今日、やはり、「国民等しく耐え忍べ」と日本国も裁判所も言う。

「国民の等しく」という文言は二重の意味で嘘である。朝鮮人は、日本国民と等しく扱われていない。しかも朝鮮人は日本国民ではない。朝鮮人は、日本国民として犠牲だけを等しく受け、日本国民でないから補償は等しく行わない。朝鮮人は日本国の為に、日本人と等しく犠牲になれ、しかし、朝鮮人だから、日本人と等しく補償はしない。朝鮮人だから、戦争が終わっても、日本人が補償されても、いつまでも耐え忍べと、そういうことなのだ。

これではあまりにもひどいではないか。朝鮮人の犠牲は、何の為の犠牲だったのか。全て日本のための犠牲だったではないか。それなのに朝鮮人だけが今なお耐え忍ばなければならない。日本国民として、日本のために犠牲になり、戦後は外国人だから、日本のための犠牲を更に耐え忍ばなければならないのである。これが、韓国併合に対する日本の答え、日本の総括なのだ。

これは、人間を支配者と非支配者に分けて当然とした、前時代の帝国主義と変わらないではないか。今日の世界では決して認められないものだ。かつて植民地出身者を軍人・軍属とした旧帝国主義諸国は、日本を除いて1カ国もこのようなことをしていない。

ポツダム宣言は、今日も日本が守らなければならない国際法である。

戦争に動員した朝鮮人を使い捨てにすることは、朝鮮人を奴隷状態のままに置くに等しい。

戦争が終わろうと、朝鮮が独立しようと、朝鮮人と日本国との特別な関係が消えてなくなる訳ではない。朝鮮が独立すれば、死んだ者が生き返る訳でもない。1人の人間の人生から、1910年から1945年までを消し去って、全く新しく人生を始めることもできない。「朝鮮人の奴隷状態からの解放」は、日本が朝鮮人との特別な関係を認め、植民地支配に伴う戦後の責任と義務を認めることが第一歩である。

4 真相究明、調査、説明の義務

(1) 事件当時、朝鮮人は日本国籍

仮に浮島丸事件が、日本人軍人の復員の途次に起き、事故に疑惑が持たれ、遺族らから事故原因の調査を求められたとしたら、日本国は「帰国を希望するからそうしたままで、それは国の責任ではない。事故原因の調査等必要ない。」と言うであろうか。

日本国が民事局長通達により、在日する者も含めて全ての朝鮮人から日本国籍を喪失させたのは、1952年4月発効のサンフランシスコ平和条約を根拠としている。即ち、浮島丸事件が起きた時、朝鮮人は日本国民であった。

1952年3月の閣議によっても、サ条約発効まで、海外邦人に朝鮮人、台湾人も含まれている。『引揚援護の記録』で、「引揚業務」は、「受入」611万人、「送出」125万人とされているが、「受入」には当然朝鮮人も「邦人」として含まれるし、「受入」と「送出」は同等に扱われている。

この様に、「引揚業務」において、朝鮮人を日本人と同等に扱ったのは、それが戦争の結果であり、日本国が当然の義務として行わなければならないものだったからである。浮島丸事件はその一環であり、日本国（被告）に真相究明、調査、説明の義務があるのは当然のことである。

(2) 自明の理

しかし本件において、日本国（被告）は「浮島丸乗船は朝鮮人が故郷

に帰りたいと訴えたことに応えたもの」として、事件が朝鮮人を帰還させるという海軍の軍務の過程で起きたことを認めていない。しかも、その主張の根拠も示さず、真相究明の為の調査の必要、資料の開示、説明の義務さえ認めていない。

浮島丸事件は、戦後、日本国（被告）が国家の責任として取り組まなければならない戦後処理の一つ、海軍の軍務の過程で起こった事件である。

朝鮮人を日本国民とし、戦争に動員した日本国（被告）は、日本本土の朝鮮人の「送出」（帰還）を自らの責任と自覚し、当然のこととして取り組んでいる。戦争直後の混乱の中でのことである。帰還計画は予定通りに進まず混乱を極めたが、今日の日本国のように、「故郷に帰りたいと訴えたことに応えたもの」、つまり「帰国させる義務はない」とは決して考えていなかった。

日本国（被告）は補償についての問題を争ったとしても、浮島丸への乗船（帰還）が海軍の軍務であり、日本国（被告）の義務として行われたこと、真相究明の為に調査する責任があることは自明であり、最低限、これを認めなければならない。

今日、それさえもなぜ否定するのか、それは自らを否定するにも等しいもので、とうてい理解できないものである。

(3) 不信の増幅

そのような日本国（被告）の姿勢が、朝鮮人の不信を増幅させていると認識できない程、日本国（被告）は愚かなのであろうか。日本国（被告）に僅かでも「正義」とか「誠実」とかを求めることは、「木に倚りて魚を求める」と同じなのか。

原告ら代理人は、報道関係や市民の協力を得て、微力ながら可能な限りの調査を行ってきた。ここに、現時点で判明した事柄について明らかにしたい。

5 帰還の経緯

(1) 一般的経緯

「引揚援護の記録」、内務省警保局の通達（甲A第50ないし52号証）等によれば、日本本土の朝鮮人の帰還は次のようにすすめられた（いずれも1945年）。

- 8月15日 海軍次官発各鎮守府、警備府参謀長宛「戦争状態終結に伴う緊急措置の件へ作業庁の徴用者はなるべく速やかに解傭転業せしめる如く措置する」
- 8月20日 海軍大臣より部内1般、内地朝鮮関東州満州国所在各所属長官関係各所轄長宛 「1、速やかに徴用を解除す。4、半島人、本島人、中華人、工礦員については（略）各所属長官所定により帰郷せしむ」
- 8月21日 次官会議 強制移入朝鮮人等の徴用解除方針の決定。
- 8月26日 内務省警保局保安課長より警察部長宛 「（略）韓釜連絡船の運行停止に伴い、帰鮮希望者の渡鮮は当分の間不可能なるを以て、可能なる時期迄冷静に現在地に於て待機せしむる様（略）」
- 8月31日 内務省警保局保安課原事務官より特高課長あて 「韓釜連絡船は近く運行する予定なり。朝鮮人の集団移入労務者を優先的に計画輸送を為す。5、一般既往朝鮮人の帰鮮取扱は、当分の間不可能につき、（略）」
- 9月1日 警保局保発第三号「朝鮮人集団移入労務者等の緊急措置の件韓釜連絡船は近く運行の予定にあり、朝鮮人集団移入労務者は次の如く優先的に計画輸送を為す。」
- 9月22日 「鉄道総局に於ける帰鮮朝鮮人輸送計画 原則として朝鮮人軍人・軍属、移入労務者を優先的に取扱う」
- 9月25日 厚生省社会局「朝鮮出身者であつて帰国を希望する者」の数を約91万（軍人・軍属を含めず）と推定、輸送計画を立てるが、混乱を極める。
- 9月28日 厚生省「終戦に伴う内地在住朝鮮人および台湾人の処置に関する応急措置の件 乗船地の援護は引揚民事務所がこれにあたり（略）」

以上の様に、軍属（日本人を含む）の徴用解除は、8月15日には大湊海軍施設部等の作業庁に伝えられ、所属長官による朝鮮人の帰還は8月20日に通達されている。しかし、「引揚援護の記録」に、「政府は昭和20年9月1日『朝鮮人集団移入労務者等の緊急措置の件』を警保局保発第三号をもって、厚生、内務両省から全国地方長官に通牒し、近く輸送が開始されることを予告し（略）指示した。」とあるように、朝鮮人の帰還は9月1日の時点でも本格化していなかった。韓釜連絡船は、機雷のため、9月1日になっても運行しておらず、その後、朝鮮人軍人・軍属、「強制移入労務者」を優先的に帰還させようとしても、混乱を極めている。

ところで、浮島丸艦長・乗組員が釜山への出港命令を受けたのは8月18日である。大本営は9月13日、陸軍・海軍両省は、11月30日まで存在し、それまで独自に復員、徴用解除を行っていたが、海軍大臣による朝鮮人徴用解除帰還の通達は8月20日で、未だ通達されておらず、他ではほとんど朝鮮人の帰還は始まっていない時である。

大湊警備府は、なぜ、このような早い時期に帰還させようとしたのだろうか。それは、いつ、誰が決めたのだろうか。目的地は本当に朝鮮（釜山）だったのだろうか。

(2) 大湊警備府の状況

「死没者名簿」、東奥日報（甲A第28、29号証）、NHK「爆沈」（検甲A第1号証、以下「爆沈」という）、海軍省発信電報綴（甲A第1ないし3号証）、京都新聞「四〇年目の海」（甲A第34号証、以下「四〇年目の海」という）等により、敗戦前後の大湊警備府の状況として、次の事実が明らかである（いずれも1945年8月）。

- 14日 鎮守府、警備府の司令長官、参謀長に明朝上京せよとの電報
- 15日 司令長官、参謀長海軍大臣官邸に集まり、米内海相、豊田軍令部総長が出席、海相から無条件降伏の報告がある。

浮島丸乗組員は、津軽海峡航行中敗戦を知る。朝鮮人も正午の「玉音放送」で知る。

- 17日 鹿目参謀長、各市町村長等に軍需物資の放出を伝達（つまりこ

の日には、司令長官、参謀長は大湊に戻っていた。)

- 18日 181439番電 大湊警備府参謀長発運輸本部総務課長宛、朝鮮人帰還の為、浮島丸使用の許可を求める電報
浮島丸大湊に帰港。
大湊警備府司令部から釜山への出港命令。艦長はじめ乗組員は反対、抵抗するが、司令部は憲兵の恫喝等で押さえ込もうとし、混乱が続く。
- 19日 191117番電 運輸本部総務課長発大湊警備府参謀長宛「181439番電返 浮島丸使用差支なし」
- 20日 海軍大臣発「1、速やかに徴用を解除す。4、半島人、本島人、中華人、礦員については（略）各所属長官所定により帰郷せしむ」
この頃大湊警備府の朝鮮人軍属に帰還の命令が部隊ごとに行われる。
日通、菅原組等民間の朝鮮人「労務者」、「一般在住朝鮮人」にも、帰還、浮島丸への乗船が命令される。
菊池栈橋より2、3日かけて乗船。
- 21日 大海令52号 「8月24日18時以後、特に定むるものの外、航行中以外の艦船の航行を禁止す。」
- 22日 原告の多くが乗船（軍属の乗船は最後だった）
221349番電 大海指533号 軍令部総長発各鎮守府、警備府司令長官宛 「8、8月24日18時以降、現に航行中のものの外、艦船の航行を禁止す」
221605番電 19時20分発電 運輸本部長発浮島丸艦長宛、大海指532号の8と同趣旨の電報
221935番電 運輸本部長発浮島丸艦長宛 「8月24日18時以降、百総屯以上の船舶は航行を禁止せらる。全時刻までに目的地に到着するごとく努力せよ。到着見込みないものは、右日時までに最寄りの軍港、又は港湾に入港せよ。」
22時、浮島丸出港。

「番電」は起案され、通信隊に送られた日と時間を示している。例えば221349番電の場合、(8月)22日13時49分に通信隊に送られたことを意味する。これは電報の発信時間ではないが、いずれも、「作戦緊急」もしくは「至急」電報であり、この後、早急に打電されたと考えられる。221605番電は、「発電月日1920」とあり、22日16時5分に起案され、3時間15分後の19時20分に発信されている。発信時間と受信時間は同じである。

(3)司令長官自らの決定

誰が、いつ、浮島丸による朝鮮人の帰還を決めたかは、191117番電で明らかである。この電報にある181439番電は発見できなかったが、8月18日、大湊警備府参謀長は浮島丸使用の許可を運輸本部に求めており、浮島丸による朝鮮人の帰還は、遅くとも8月18日までに、大湊警備府司令長官が決定し、19日に運輸本部の許可を得たことが分かる。では、何故、司令長官は朝鮮人の帰還を決定したのだろうか。

この点について日本国(被告)は、前記のとおり、「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えた事に応えたもの」と主張しているが、何の根拠も示していない。

しかし、これは、以下の状況から考えて、到底あり得ないというべきである。

ア 朝鮮を日本の支配から解放したのは連合軍である。にもかかわらず、朝鮮人が連合軍の進駐を恐れた」というのは、歴史を歪曲することはなはだしく、事実のすり替えである。(後に詳述するが、連合軍を恐れたのは大湊警備府である。)

いつからこのような姑息なすり替えがなされたのかははっきりしないが、「死没者名簿」にある大湊海軍施設部長名の、1945年9月1日付死亡認定書、及び、同年11月24日付の「軍属死亡の件通報」には、「帰鮮の目的を以て」「大東亜戦争終結と共に帰鮮の為」とあるのみで、このような事実のすり替えは為されていない。

又、同年10月10日毎日新聞「浮島丸事件の真相」（甲A第27号証）にも、「浮島丸は終戦に際し、大湊から同地方にあった朝鮮人労務者を乗せて南鮮に向かう途中」とあるのみである。

これに対し、昭和28年12月に作成された「輸送艦浮島丸に関する資料」（甲A第60号証）には、冒頭に、「海軍軍属朝鮮人工員多数は、連合軍の進駐を極度に恐れたためか、帰鮮の熱望を訴えて不穩の兆しを示した。」とあり、この時には、事実のすり替えが行われている。

しかし、「朝鮮人が連合軍の進駐を恐れる」等ということは、多少歴史を知っている者ならあり得ないとすぐに分かることであり、又、資料を少し調べても分かるのに、被告の代理人がこれほど歴史に無知だとは思わなかった。

日本の敗戦により、朝鮮人は日本の支配から解放された。朝鮮人は、各地で「マンセー（万歳）」と喜び、これまで自分たちを押さえ付けていた日本人にその力がないことを実感した。炭鉱等で劣悪な条件下で労働を強いられていた朝鮮人の中には、これまでの恨みをはらそうとする者もいた。日本の支配から自分たちを解放したのは連合軍である。それなのに、なぜ朝鮮人が連合軍の進駐を恐れるのか、事実の歪曲もはなはだしい。それとも、自分たちを解放したのが連合軍であることさえ分からないほど、朝鮮人が愚かだと考えているのか。せめて、厚生省の先輩や特高警察が、当時、朝鮮人に対してどのように考え、何をしたのかを調べたらどうだろうか。

『引揚援護の記録』55頁には、次の記述がある。

「終戦による事情の急変と前途に対する不安は、解放された人々を喜びの絶頂に立たせると同時に、帰国を急がせたのも当然の成行であった。しかしながら、ただ単に帰国を急ぐだけにとどまらず、立場の変化から全国各地には、不穩な空気がみなぎり、特に北九州と北海道においては、暴動が起きるような状態であった。」

これをどう読んだら、「朝鮮人が連合軍の進駐を恐れ」となるのか。しかも朝鮮人が帰国を急ぐようになるのは9月になってからの

ことである。後に詳述するが、特高文書には、戦時中から、朝鮮人が連合軍の勝利をひそかに喜んでいることへの警戒が発せられており、又、ソ連参戦時や日本の敗戦時には、朝鮮人の「不穏策動」に対する「特別取締」が、度々通達されている。

日本の敗戦により、朝鮮人と日本人の立場は変わった。朝鮮人だけが変わったのではない。立場が変わったことを朝鮮人以上に実感したのは、力を失った日本人だった。日本国は、歴史の事実を踏まえて裁判に臨むべきである。

イ しかも帰還が決定された8月18日は、敗戦後、わずか3日目という早い時期であり、この頃に、朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えることは考えられない。

戦後すぐから、大湊でも、朝鮮人たちの「マンセー」の声があちこちで聞かれた。それを喜びの声と受け止めた日本人もいれば、不穏な雰囲気を感じた日本人もいた。受け止め方は様々である。浮島丸事件については、これまで多くの新聞・テレビが報道し、本も数冊出ているが、いずれにも、朝鮮人が「マンセー」と喜ぶ姿はあっても、「故郷へ帰りたい」と訴える姿はない。

又、原告の証言、陳述にもない。原告の生還者の大半は軍属だが、これまでの重労働から解放されただけで、軍隊の組織の一員としての秩序は保たれており、冷静に過ごしている。

浮島丸艦長、乗組員の強硬な反対を押し切って、浮島丸は出港した。それが「朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えた事に応えたもの」であるならば、非常に強い朝鮮人からの圧力、暴動を予感させる朝鮮人の過激な動きがあったはずである。しかし、そのようなものは全く報告されていない。

ウ 原告らを含め、生き残った誰もが、「朝鮮に帰す」と言われて乗船している。地元の日本人も、「朝鮮人には配給がなくなる」、「帰国船はこれが最後だ」等の噂もあって、朝鮮人が乗船したと語っている。

エ 「爆沈」で清水参謀は、「船が航行禁止になる前に韓国人を帰し

てあげたいという計画」と説明し、主席参謀の永田大佐は、「終戦になったから出港させた。朝鮮人を帰すということで。」「そういうのは長官と参謀長の命令でやる。」と語っている。

オ 以上述べたとおり、朝鮮人の帰還は、朝鮮人の希望に応えたものではない。それは、大湊警備府司令部自ら決定したことであり、浮島丸を使用することについて、運輸本部の許可を得たものであった。

6 出港までの経緯

司令部は、なぜ、乗組員の強硬な抵抗を押さえ込んでまで浮島丸を出港させたのか。乗組員は、なぜ、出港に応じたのか。前記5(2)を基に、朝鮮人の帰還を決めた8月18日から、浮島丸が出港した22日までの6日間をたどってみることとする。

(1) 乗組員の強い抵抗

18日に運輸本部に浮島丸使用の許可を求めた参謀長は、19日には、「使用差し支えなし」と、許可の返電を受け取った。しかし、浮島丸艦長、乗組員の反対は強硬に続いた。司令部は、憲兵の恫喝等によりこれを押さえ込もうとするが、敗戦により指揮命令系統の維持は容易でなかった。「爆沈」で、清水参謀も、「負けたと言えども、まだ司令部という体系があるのだから、命令に従ってもらおう。」等と、乗組員の抵抗を認めている。

艦長を初め、乗組員は職業軍人ではなかった。戦争が終わった以上、早く復員したかった。しかも、行き先は日本本土ではなく朝鮮である。捕虜になるのではないかとの不安があった。又、当時、瀬戸内海は機雷で航行できず、日本海が海上輸送のルートであったが、機雷は日本海側にも投下されており、もちろん触雷の危険もあった。乗組員の抵抗は強く、通信科の分隊では全員が下船すると主張したり、他にも機関部の破壊を計画する者達や脱走者もあり、混乱を極めた。

(2) 軍属以外の朝鮮人

一方、大湊警備府司令部は、軍直属の朝鮮人軍属のみならず、民間の

「強制移入労務者」、そして「一般在住朝鮮人」にも帰還の決定を告げた。当時、大湊農業会副会長だった伊勢広太郎（日本人）は、「朝鮮人には配給がなくなる」、「帰国船は浮島丸が最初で最後」と言われてたりしていたと語っており（「浮島丸の爆沈」甲A第8号証）、大湊警備府は、大湊の朝鮮人全てを帰還させようとしていた。

朝鮮人に、いつ帰還の決定が告げられたかははっきりしないが、伊勢は、菊池棧橋付近で野宿して一夜を過ごす朝鮮人家族の様子について語っており、出港まで船で二晩過ごしたという乗船者もいることから、軍属以外の朝鮮人にも、19日頃から帰還の決定が伝えられ、20日頃に乗船が始まったと思われる。少なくとも4000名近くもの乗船者を舳で運ぶのである。乗組員の反対もあり、乗船は遅れ、棧橋近くは多くの朝鮮人でごった返した。

(3) 航行禁止命令

続々と朝鮮人が乗船していた22日午後、軍令部総長から大湊警備府司令長官に「24日18時以降、現に航行中以外の艦船の航行禁止命令」が届く。更に同日19時20分、運輸本部長から浮島丸艦長に、同趣旨の航行禁止命令、更にその数時間後には、「到着見込みなきものは、その時刻までに最寄りの軍港、又は港湾に入港せよ」との命令が届いた。

浮島丸の出港は22日22時頃である。大湊警備府司令長官も浮島丸艦長も、24日18時からの航行禁止命令を知ったうえで、浮島丸を出港させた。出港に反対していた艦長にとっては、中止する絶好の理由になる。しかし出港は中止されず、あれほど強硬に抵抗していた乗組員も、出港に応じた。

航行禁止命令にも関わらず、なぜ司令長官は浮島丸を出港させたのか。なぜ艦長、乗組員は応じたのか。

航行中の艦船（浮島丸）は、目的地（釜山）までの航行を許されると判断したうえでの出港だったのか。

「到着見込みなきものは、その時刻までに最寄りの軍港、又は港湾に入港せよ」との命令を、艦長、司令長官はどのように考えたのか。

朝鮮人は船は釜山に向かうと信じて乗船していた。しかし、浮島丸は

本当に釜山に向けて出港したのだろうか。

7 浮島丸は舞鶴へ向けて出港した

(1) 24日18時までの航海

原告第二準備書面（五）で述べたように、22日22時に大湊を出港して、24日18時の航行禁止命令までに、釜山に到着することはできない。航行禁止命令には、「現に航行中以外の艦船」の除外規定があるが、いつまで航行が許されるのか不明であり、目的地までの航行が認められるのか確実ではない。しかも、たとえ釜山に到着できたとしても、航行禁止命令が解けるまで戻ることができない。

航行禁止命令は、軍令部総長、運輸本部長からの命令であるが、それが連合軍の命令であることは明らかであり、絶対的な意味を持っていた。航行中であれば、24日18時以降も航行が認められ、目的地まで行けると、楽観的に考え得るものではない。むしろ、除外規定に当てはまると考えられても、不測の事態を避けるため、航行禁止命令に従うのが通常である。しかも大湊警備府は、連合軍の進駐を「強行上陸」と想定し、極度に警戒し、緊張していた（これについては後に詳述する）。その大湊警備府が、航行禁止命令以後の航海を考えるはずがない。

司令長官も艦長も、24日18時までの航海を念頭に置いて浮島丸を出港させた。24日18時までに釜山に到着することは不可能である。浮島丸は釜山に向けて出港したのではなかった。では、どこへ向けて浮島丸は出港したのか。

(2) 出港前後に届いた221935番電

運輸本部長発艦長宛の221935番電「到着見込みないものは、その時刻まで最寄の軍港、又は港湾に入港せよ」で、釜山へ行けないことは確実となった。電報は、釜山を管轄する鎮海警備府司令長官と、大湊警備府司令長官、そして新潟武官にも通報されている。運輸本部は浮島丸入港の可能性を新潟港に通報しているが、舞鶴入港は予想せず、舞鶴鎮守府には通報していない。

221935番電は浮島丸出港の前後に届いたと考えられるが、受信

したのが出港後であったとしても、浮島丸は大湊に戻ることができた。或いは、新潟港に入港することもできた。しかし、浮島丸は、沿岸沿いに南下を続けた。

「最寄りの軍港、又は港湾に入港せよ」との命令は、「最寄りの軍港に」、それが不可能であれば「港湾に入港せよ」の意味である。出港前後に届いたこの命令に忠実に従うとすれば、入港する最も近い軍港は大湊だったのである。

多くの朝鮮人を乗せて、どこに入港しようとも、当分、釜山へは行けない。入港した先で、乗組員も含めれば、少なくとも4000名以上にもなる人間を養わなければならない。どう考えても、浮島丸は大湊に戻らざるを得ないはずである。

しかし、浮島丸は航海を続けた。日本海を沿岸沿いに時速12ノットで南下すれば、24日17時頃に舞鶴に到着する。しかし、これは運輸本部が予想しない航行であった。

(3) 朝鮮人を遠ざけるための出港

釜山への航行が不可能となってからも、浮島丸が航行を続け、大湊に戻らなかった理由の一つしか考えられない。浮島丸は朝鮮人を大湊から遠ざけるために出港したのである。乗組員の強硬な抵抗を押さえ込んで出港したことからも明らかなように、朝鮮人を大湊から遠ざけることは、大湊警備府司令部の強い意思であった。だからこそ、浮島丸は、釜山には行かないことを了解の上で出港し、航行禁止命令ギリギリの時刻まで、沿岸沿いに南下を続けたのである。

運輸本部が考えていた新潟港は大湊から近すぎた。しかも、軍港ではなく、少なくとも4000名以上もの人員を養うことは不可能で、結局大湊に戻らざるを得ない可能性が高い。航行禁止命令までにはまだ時間があった。

浮島丸は、釜山への最短の直線距離を取らず、ずっと日本海沿岸を南下している。舞鶴は、佐世保、横須賀、呉と並ぶ鎮守府である。浮島丸は、舞鶴に向けて出港したのである。

(4) 出港に応じた乗組員

なぜ乗組員が出港に応じたのかも、以上のことから納得できる。報道等の取材に応じた乗組員のほとんどが、釜山には行かないと了解していたと述べている。航行禁止命令の情報も得ていた。艦長と乗組員は、出港に強硬に抵抗したが、司令部も強硬であり、まだ軍は存在し、憲兵、軍法会議も存続していた。そこに、航行禁止命令の情報が入ったのである。航行禁止の大海令は8月21日に発信されており、早ければ、21日に伝わっていた可能性もある。艦長・乗組員は「釜山には向かわない」ことを前提に、出港に応じたのである。

(5) 「行き先は舞鶴」

朝鮮人を引率した日通の労務係・高橋嘉一郎は、「行き先は舞鶴と聞いていた」と語っている（「爆沈」）。浮島丸は釜山ではなく、舞鶴を目的地として出港した。司令部はともかく一刻も早く、朝鮮人遠ざけたかった。出港に反対した浮島丸艦長も乗組員も、目的地が舞鶴（朝鮮ではない）ということで、出港に応じた。もちろん、乗船した朝鮮人は何も知らされていなかった。

8 朝鮮人を帰還させようとした理由

(1) すり替えられた乗船の経緯

では、なぜ大湊警備府司令部は朝鮮人を遠ざけようとしたのだろうか。日本国の「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えた事に応えたもの」との主張は、事実をすり替え、歪曲することはなほだしものであることは前述した。連合軍の進駐を極度に恐れたのは、朝鮮人ではなく大湊警備府司令部であった。

(2) 「敵の強行上陸」を予想

大湊警備府参謀長・鹿目善輔は、1946年8月15日、東奥日報の取材に応じて、「敗戦直後の状況は、現在冷静に考えてみると、作戦も、終戦の判断も、到底冷静ではあり得なかったことを、後代の人に判ってもらいたいと思うと前置きし」、軍では、下北半島の太平洋岸に連合軍が上陸するものと予想して、住民を避難さす計画を立てたことを述べている。当時の司令部は、連合軍の進駐が、武力・暴力を伴うものと考え

ていたのである。

又、大湊警備府・第12航空艦隊終戦処理経過報告（1945年9月から11月）には、以下の記述がある（甲A第62号証）。

「3、終戦直後、敵の進駐が如何なる形式において行われるや不明なりし当時に在りては、過去に於いて、我が所謂大東亜圏進駐当時の行動を回想し、之を敵進駐に対する唯一の状況判断資料として、万事を律する所ありし為、事故に於いては行き過ぎの感に耐えざるものすらありき。即ち敵の進駐、又は強行上陸に先ち、（略）進駐区域と予想せらるる地域内の家族を他方に避退せしめたるものありしも、彼方進駐軍の態度は全然この予想に反し、（略）一般住民に対しては危害暴行等のことなかりしのみならず、（略）」、「5、（略）去る8月15日大詔煥発の直後にありては、府内を挙げて局面転換の意◆外なるに痛憤恐懼為す所を知らず、而うして一部には慷慨激越の声をすら聞き、あたかも厚木方面より飛来せると思われる飛行機より撒布せられたる『ポツダム宣言受諾反対、徹底抗戦』の◆単に刺激せられて、或いは常軌を逸するの行動に出づる者なきやを懸念せられしが、（略）」この報告も、参謀長・鹿目善輔の談話と同じく、進駐が武力的に「強行に」行われ、一般住民へも深刻な被害を及ぼすと予想している。その上、敗戦直後には、一部に徹底抗戦の声もあり、武力衝突も予想していたと考えられる。

（3）極度の緊張下での帰還決定

大湊警備府司令部が朝鮮人を帰還させる、或いは大湊から遠ざけようとしたことも、これらのことを背景として考えざるを得ない。敗戦直後の司令部は、連合軍の進駐が武力衝突や大きな混乱を引き起こすと予想し、極度に緊張していた。その状況下での、朝鮮人帰還の決定である。

後に詳述するが、当時の日本人の朝鮮人観から考えて、これが進駐時の混乱から朝鮮人を守るためであったとは到底考えられない。「爆沈」で清水参謀が語っている「航行禁止になる前に帰してあげたいという計画」というのも、朝鮮人帰還を決めた8月18日には、まだ航行禁止命令は出ていなかったのだから、後になって作った話である。

（4）特高文書に見られる朝鮮人観

では、連合軍の進駐に、地上戦をも想定し、極度に緊張していた大湊警備府司令部が、少なくとも4000名近い朝鮮人の存在をどう考えたか。

当時、海軍が朝鮮人をどのように見ていたのかについての直接の資料は発見できなかったが、それに類するものとして、内務省警保局の特高文書がある。

東京大空襲戦災史第3巻第3章<7>「在住朝鮮人にみる民心の動向」(甲第A第25号証)に収録された特高月報、内務省警保局の報告は、1945年3月から6月末の状況報告であるが、東京大空襲以後、「朝鮮人が敵機を誘導している」、「鉦山や工場の火事は朝鮮人の謀略である」、「米国・ソ連は朝鮮人を使って謀略活動をさせている」等(386頁)、日本人が朝鮮人を極度に危険視する風潮が強まったことを警告している。その一方、朝鮮人は、「沖縄で負ける様では戦争の前途も分かった」、「敵は流石に物量を誇るだけあって作戦もなかなか上手だ」、「B29が何百機とやって来て、その中1機や2機撃墜して何が戦果だ。」、「日本は本年中に負ける。日本が負ければ朝鮮は独立できる。」等の「敗戦色濃厚」な言動、更には、「民族独立運動の不穏分子に一般朝鮮人が付和雷同する虞れ」を警戒し、「適切なる指導取締」が必要としている(388頁以下)。

特高月報昭和19年4月分(甲A第66号証)には、1944年になって、移入朝鮮人労務者の労働争議が続発していることを詳細に報告している。その中に、大湊海軍請負佐々木組の事件もある。

(5) 朝鮮人の「不穏策動」への警戒

太平洋戦争中、大日本帝国は、朝鮮人を「一視同仁」、「等しく天皇の赤子」等として、軍人・軍属或いは労働力として戦争に動員していた。しかし、現実には、それは武力を背景とした有無を言わせぬ強制であった。

もとより、日本人も動員されていたが、「皇民化」された日本人と、「皇民化」を押し付けられた朝鮮人とでは、戦争に対する心情は全く異なり、朝鮮人にとって天皇は忠誠どころか、胸の内では怨嗟の対象であ

った。

朝鮮人は常時、特高警察の特別取締の対象であり、抑圧する側である日本と日本人は、朝鮮人の恨み、不満、不信を常に警戒し、過大視していた。だから、東京大空襲を契機に、朝鮮人を「スパイ」等と「極度に危険視」する風潮が現れたのである。それは、抑圧されている朝鮮人の姿を、鏡の様に自らに投影させ、おびえる、抑圧者に共通の心理である。

以下は敗戦前後の特高月報（内務省警保局保安課長から各県知事、警察部長宛通達、甲A第53ないし58号証）の抜粋である。

8月10日

ソ連対日宣戦せるの現情勢に鑑み、左記各項に留意の上、治安の確保に万全を期せられたし（甲A第54号証）。

朝鮮人並華人労務者集団稼働の場所に対し、警戒を強化し、不穏策動の防止に努むること（同）。

一般在住朝鮮人の動向に関しては、特に正確に把握すると共に、視察内偵を強化せられたし（甲A第55号証）。

内鮮の対立を激化せしむる虞ある言動の取締には、遺憾なきを期せらるべし（同）。

8月15日

本月10日付保安課長通牒によるの外、左記各号特に留意の上、治安維持の万全を期せられたし（甲A第56号証）。

朝鮮人に対しては、徒に軽挙妄動せしめざる様、指導を加うると共に、国民に対しては、内鮮対立を来さざる様、指導取締を怠らざる事（同）。

8月30日 「鮮内治安情勢に関する件」

8月16日以降、朝鮮内の治安の状況は左記の如く極度に悪化の傾向にあり、之が内地波及は厳戒を要するを以て、在留朝鮮人の指導取締に関しては、特別の留意相成度（甲A第57号証）。

この様に、内務省警保局は、8月9日のソ連の参戦、15日の敗戦を契機に、特に朝鮮人が集団で労働している場所で「不穏策動」が起こることを警戒し、朝鮮人の取締を強化している。

又、敗戦後の朝鮮における極度の治安の悪化が、日本本土に波及する

ことを「厳戒」をもって取り締まるべく通達している。

ところで、軍隊において治安維持に当たったのは憲兵である。

憲兵は、軍隊内警察であるのみならず、民間人も含めた軍に関する治安全般を任務としていた。憲兵隊の資料は焼却されたに違いないが、朝鮮人に対する警戒、取締の方針は、内務省警保局と同様であったと考えられる。

(6) 「朝鮮人が暴動を起こす」

8月15日、朝鮮は解放され、日本は敗者となった。大湊警備府は、連合軍の進駐を極度に恐れ、最悪の場合、地上戦さえ予想していた。大湊には、少なくとも4000人近くもの朝鮮人が、軍属あるいは「強制移入労務者」として集団をなしていた。大湊での朝鮮人の暴動の報告はなく、原告達の陳述からも比較的冷静に過ごしていたことが分かるが、大湊のあちこちで、「マンセー」の声は上がった。この喜びの声を、憲兵、そして大湊警備府が、不穏、暴動の兆候と受け止めても不思議ではない。

「爆沈」で機関長の野沢少佐は、「今までの苛酷な労働に対して、朝鮮人が暴動を起こす、だから朝鮮へ送り返せと言う。」と語っている。前後の文脈からして、そう言ったのは司令部の人間である。

しかし、連合軍の進駐を予測して対応を考えたのは、大湊警備府だけではないはずである。前述したように、海軍大臣から朝鮮人の徴用解除、帰還の通達があったのは8月20日であり、内務省警保局が帰還の予告を通達したのは9月1日であった。大湊警備府が8月18日に帰還を決定したのは、あまりにも早い。大湊警備府には、他にはない特別な事情があったと考えられる。

(7) ソ連の脅威

大湊警備府は、日本海軍の最も北方に位置する警備府であり、北海道、千島、南樺太も管轄下にあった。樺太は北緯50度でソ連と国境を接する軍事拠点であり、又、石炭等資源の豊かな所で、当時、4万3000人の朝鮮人が、強制、半強制的に労働力として送り込まれていた。

8月9日早朝、ソ連は戦車を先頭に国境を越えて進攻、上空からは機

銃掃射を加えて南下して来た。ソ連の攻撃にパニックに陥った日本人は、ソ連軍の中にアジア系の兵士を見て、朝鮮人がソ連のスパイ、ソ連軍を先導している等と思い込み、疑心暗鬼に陥った。これまでの苛酷な労働に対する朝鮮人の報復にもおびえた。それは日本人の一部に現れたものだったが、軍、警察、民間人に共通したもので、日本人による朝鮮人虐殺が各地で起こった。

すなわち、8月18日、上敷香警察署で11人が虐殺された上敷香事件、在郷軍人が中心となって20日から25日にかけて女子供を含めて27名を殺した瑞穂事件等、林えいだい著「証言・樺太朝鮮人虐殺事件」に、いくつもの虐殺事件が報告されている。（瑞穂事件は、翌年、ソ連当局によって裁かれ、日本人7名が死刑となった。上敷香事件は1991年遺族が名乗り出て、日本でも大きく報道された。）

8月15日、日本は無条件降伏したが、ソ連は戦闘を止めず、樺太を南下していた。「青森空襲を記録する会」のメンバーによると、北千島にもソ連軍が上陸、大湊通信隊は自衛のため交戦、北海道沖でもソ連軍潜水艦による攻撃を受け、大湊には、ソ連艦隊入港の噂が駆け巡った。

大湊警備府は、攻撃しながら南下してくるソ連の脅威をひしひしと感じたに違いない。そこで、大湊警備府は、敗戦直後に朝鮮人の帰還を決定し、乗組員の強い抵抗、そして、航行禁止命令にも関わらず、浮島丸を出港させた。行き先は釜山から舞鶴に変更された。大湊警備府は、朝鮮人を、どうしても大湊から遠ざけなければならなかったのである。それは、8月15日以後も、管轄下で現実に戦闘が続き、「敵の進駐」を武力的なものと考えざるを得なかった司令部が、その状況下で起こり得ると判断した朝鮮人の利敵行為、暴動を未然に防ぐ為としか考えられない。

9 爆沈

(1) 惨劇

大湊を出港した浮島丸は、日本海を沿岸沿いに南下し、8月24日午後5時過ぎ、予定通り舞鶴湾に入った。天気は良く、波は静かだった。

海防艦が2隻、前を走っていた。

爆発は、戸島を過ぎて浮島丸が減速し、間もなく停止しようかという時に起こった。船は、ほぼ中央で真っ二つに折れ、最初、中央を上にして「くの字」に盛り上がり、しばらく後に、「くの字」が反対になるように下に折れて中央が沈み、船首と船尾が上がって海面上に残った。

明るく夏の夕方だった。沈没地点から最も近い下佐波賀の漁師達（男は戦争に取られていたので多くは女たち）が、1番に舟を出して救援に駆けつけ、多くの朝鮮人が彼女たちに助けられている。

1992年8月24日、提訴の為に来日した原告らは、慰霊祭に出席した後、席を設けて、救助した人々に感謝し、当時の話を聞いた。

「大きな船が入って来たな思うて見とりましたら、ドーンとはじけて。あっ、（機雷に）やられた思いました。」

「私ら海のもんは、日本人とか朝鮮人とかありませんから。遭難している人を見たら、助けるのが当たり前ですから。みんな舟を出して。」

「アイゴ、アイゴってね。今でも思い出します。小さい船ですから、たくさんは乗せられんで、これ以上は沈むからと、何回も往復しました。やっと助けてからも、大勢が死んででした。」

「女の人や子供も大勢おってでした。手を伸ばして助けようとしても、目の前で真っ黒な海に沈んで。」

「お金の束が浮いって、働いて国に持って帰るんだったんでしょ。日本の為に働いたんでしょ。」

(2) 何故

静かな湾内で、一体何が起こったのか、朝鮮人には見当もつかなかった。日本人は、艦長も、乗組員も、舞鶴鎮守府の者も、地元の人々も触雷だと疑わなかった。

しかし、朝鮮人にはとても信じられなかった。誰もが、「朝鮮に帰れる。故郷に帰れる。」と信じていた。船は釜山に向かっているはずだった。出港してから、左手に陸地が見え隠れし、浮島丸が沿岸沿いを南西に進んでいることを朝鮮人は知っていた。もう間もなく丸2日たとうとしていた。船はそろそろ陸から離れ、西に針路を取るはずである。しか

し船は陸地に近づき、南に針路を取り、減速して、山と山の間を通過して湾内に入って行った。

若狭湾から舞鶴湾に入ったのだが、どこなのか、何故なのかは朝鮮人には分からなかった。浮島丸は、その後静かに東に針路を取り、更に減速し、ほとんど停止したかのようだった。陸がすぐ目の前にあった。大爆発が起きたのはその時だった。

(3) 運命の岐路

原告・張■道は当時12才、両親、兄、姉、妹の家族6人で乗船したが、乗組員の指示で父と兄の2人が船の上部に、母親と張■道、姉と妹は船底近くに乗った。

張■道は父と母の間を行ったり来たりしていた。陸地が見えるというので、母の制止を振り切って甲板に上がっていた時、船が爆発した。船は真ん中から沈み始め、船首と船尾を上にして大きく傾き、大勢の人が海に落ちた。船首近くにいた張■道も海に落ちそうになったが、父親の助けでかろうじて甲板に残った。

原告金■錫は甲板中央付近にいて、海に滑り落ちた。

原告金■天も甲板中央付近にいたが、海に落ちまいと縄につかまっていた。

3人を助けたのは、小船で来た若い日本の女達だった。

(4) 不審から不信へ

「ここはどこなんだ」、「なぜこんな所で」一助かった誰もが不審に思った。

自ら望んで乗船したのではなかった。軍属は「戦争が終わったから帰還させる」と日本人の上官から言われて乗船した。軍属以外の朝鮮人は、「朝鮮人には配給がなくなる」、「帰国船は浮島丸が最初で最後だ。」等と言われて乗船した者も多かった。

航行中、乗組員は、書類や布団等を海に投げ捨てたり、昼間から酒を飲んでいて、爆発直前にはボートが降ろされ、乗組員が船から離れようとしていた。「船は朝鮮には行かない」、「爆破される」一乗組員自身も認めているこれらのことが、噂として大湊の一部の人々に伝わってい

た。

大湊農業会副会長・伊勢広太郎と、朝鮮人を引率した日通の労務係・高橋嘉一郎もこの噂を耳にし、伊勢は知り合いの朝鮮人に乗船しないよう忠告している（「爆沈」）。

乗組員の抵抗は、一部の朝鮮人に断片的に伝わっていた（「爆発するまでは韓国に無事に送ってくれると思いましたが、爆発した後は、もう、私たちを乗せたのは爆発させるためだったと思いました。」（金■錫本人調書32頁））。

それまで深く気にとめていなかった乗組員の不審な行動が、爆発と結び付けられた。噂に過ぎないと思っていたことが、現実のものとなった。

舞鶴海軍病院の元看護婦は収容された朝鮮人は、看護婦が作ったおにぎりを、「毒が入っている」と捨て、看護婦が食べて見せてやっとなににしたと語っている（1994年青森放送製作「恨の海」、以下「恨の海」）。命からがら助かった朝鮮人は、「あんなに俺たちをこき使って、もう邪魔になったんだ。」「わざとやったに決まってる」「日本人だけ逃げて、船を爆破したんだ。」「最初から自分達を殺すつもりだったのだ」と思い、そう言い合った。

多くの朝鮮人が、妻や子供を失った。目の前で、多くの同胞が海に沈んでいった。船底に閉じ込められたまま、船と一緒に沈んだ者もたくさんいるはずだ。「あんなにたくさん乗っていたんだ。何千人も死んだに違いない。」、生き残ったのはごく一部だと思われた。

10 報道

(1) 第一報は釜山日報

生き残った者達は、わずかな旅費をもらって汽車で下関まで行き、故郷へ帰った。家族は喜んでくれたが、原告・金■錫は事故のショックでぼうっとしていた。お金を一銭も持たず、その後の生活は困窮を極めた。

原告・金■天は、日本で働いて帰って来たというのに、服さえちゃんとなく、無一文で恥ずかしいばかりだった。

原告・張■道の父・張■植は、妻と2人の娘を失い、財産も全て海の

底に消えた。残ったのは日本と日本人への恨みだった。張■植には、これが偶発的な事故（触雷）だとはどうしても思えなかった。張■植は釜山に上陸すると、すぐに釜山日報に告発した。

釜山日報は、1945年9月18日、「陰謀か、過失か？ 帰国同胞船爆発 日本人は事前に下船上陸」との見出しで、乗船者8000名、死亡者5000名と事件を伝え、これが第一報となった（甲A第10号証）。その後張鐘植は、朝鮮駐留の米軍司令部にも事件を告発した。

浮島丸事件はすぐに南朝鮮に広まり、朝鮮人の日本人への反感をあらわにした。時期的にも排日の機運が盛り上がっていた時で、朝鮮に止められると思っていた日本人も引き揚げ始めた。朝鮮でのこれらの動きを受けて、日本国内で、初めて浮島丸事件が報じられた。

（2）日本での当初の報道

日本での第一報は、現在分かっている限りでは、1945年10月8日の朝日新聞の小さな記事である（甲A第26号証）。

京城（ソウル）発のこの記事は、「浮島丸事件の真相発表」の見出しで、「帰国朝鮮人260名を乗せて、釜山に向かう途中、舞鶴港外で機雷に触れ沈没した浮島丸事件に関して、朝鮮内では事件が誇大に流布されたため、色々面白からぬ問題を惹起したが」として、引率者の佐々木敬一が、朝鮮駐屯米軍司令官ハッチ中將に事件を報告し、米軍司令部がその報告を公表したというものである。

翌9日の毎日新聞は、舞鶴に上陸した朝鮮大邱司令官小松二郎少將の言として、「新聞や貼札にこれ（浮島丸事件）を日本側の故意によるものと宣伝され、（略）このため日本人の引揚ようとする者が多い」と伝えている（甲A第27号証）。

同紙は翌10日には、「浮島丸事件の真相」との見出しで、「舞鶴湾内で機雷に触れて沈没し、若干名の犠牲者を出した浮島丸事件は、朝鮮内で事件が誇大に、しかも虚偽の風説となって流布された結果、在留邦人に対しても種々の問題を起こす原因にもなったようで」とした上で、舞鶴海軍防備隊等、関係方面による説明を次のように伝えている（甲A第27号証）。

「浮島丸は終戦に際し、大湊から同地方の朝鮮人労務者を乗せて南鮮に向かう途中、8月24日午後4時すぎ、舞鶴湾内で触雷沈没した。」

「舞鶴入港の理由は、同船が若狭湾沖を航行中、俄に船舶停止の指令を受けた為。」

「当時、舞鶴湾内は、わが艦艇も相次いで触雷していた危険な状態にあった時で、同船も十分注意して入港中、沖合千メートルに達した時、不幸触雷、数分にて沈没したもので、不可抗力であった。」

「舞鶴海軍防備隊は、救助に全力をあげ、殆ど大部分は救われ、負傷者は舞鶴海病院に移す等し、一般収容者7百余名は、その後、平海兵団に収容した。」

「全部の乗船者数は舞鶴防備隊では不明であり、なお若干の犠牲者（人数は不明）も丁重に弔った。」

この様に、当時の報道は、未だ「大本営発表」の域を脱せずにとしか思えないもので、この3つの記事はいずれも、朝鮮で事件が「誇大」に、「日本の故意」と流布されていることを否定するものである。そのため、事件を過小に扱い、生存者数、死亡者数ともに極端に少ない。

10月10日の毎日新聞は、事件の経緯については今日の日本国の説明とほぼ同じであるが、前記のとおり、舞鶴湾が非常に危険であったことを指摘している。

又、乗船の経緯を、単に終戦に伴うものとし、今日の様に、「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えた事に応えたもの」とはしていない。報道の目的が「日本の故意」を否定するためであることを考えると、これが事実であれば、当然、「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えた事に応えたもの」という趣旨の記事が書かれたはずである。しかし、これが書かれなかったのは、それは敗戦直後の当時においては、あり得ないことであり、朝鮮人の帰還を海軍の軍務と考えるのが至極当然のことであったからである。

(3) 1950年代の報道

その後、日本では朝鮮連盟、後に朝鮮総連が事件の真相究明を訴えた（甲A第72号証）。

そして、船体引き揚げ、遺骨収集が行われた1950年を契機に、「海底から白骨続々」（1950年3月30日京都新聞 甲A第30号証）等、遺骨に関する報道が始まる。

第2次船体引き揚げが決まった1953年には、12月7日大阪新聞が、現在分かっている限りでは初めて、乗船者数、死亡者数に言及し、「朝鮮人工員2897名、同民間人897名、計3735名（復員局調べ）を乗せて大湊から釜山に向かう途中（略）、投錨の直前、下佐波賀沖合で米軍の機雷に触れ轟沈。付近住民の協力で3200名以上を救助、死体約150を収容したが、残る約370名は遂に発見されなかった。」と報じている。又、「多数の遺骨が残っており、遺骨処理問題や遺族への補償問題等、日韓外交上の問題もあり、李ライン問題などとも絡み合っ（船体引き揚げは）一時絶望視されていたところ、このほど外務省では終戦調印の20年9月3日以前の事だから、これらの朝鮮人は日本人軍属として扱うとの回答が大蔵省にもたらされ、舞鶴復員連絡局でも英霊として丁重に取り扱う準備を進め、（船体）払い下げ実施する事になったもの。」（「浮島丸事件の記録」23頁）と報道している。

（4）見えない壁

日本で事件の調査、真相究明を求める報道は、1977年NHKの「爆沈」が初めてで、その後、日本での報道の基調になった。

京都新聞も精力的に取材、「裁かれる海」と題して、1985年に15回連載している（甲A第34号証、以下「裁かれる海」）。

しかし、これらの取材は日本国内のみで、被害者への取材は、京都在住の朝鮮人1家族のみであった。被害者の大多数を占める韓国在住の遺族・生存者の声は、なかなか日本に伝わらなかった。

1950年からの朝鮮戦争の傷痕は、韓国内部に深い亀裂を残し、東西冷戦の最前線であった韓国の政治状況は厳しかった。日本に併合され、国家と民族の独立を失った屈辱の歴史は、独立運動の犠牲者を英雄にしても、強いられ、やむを得なかったとはいえ、日本の戦争に加担させられた元日本軍人、軍属、労務者達の存在は目立たなかった。

1971年、韓国政府は、元日本軍人、軍属の1945年8月15日

以前の戦死者の直系遺族に、30万ウォン（当時約29万円）を支払うことを決め、申告を受け付けたが、対象となったのは約8000人のみで、金額も到底補償と言えるものではなかった。

韓国の元日本軍人、軍属、労務者達とその遺族は、太平洋戦争犠牲者遺族会（以下、遺族会）を結成し、やっと声を上げ始めた。その頃、同じ立場の台湾人元日本兵が、日本国に補償を求めて提訴し、韓国でも大きく報道された。台湾人の提訴は遺族会を勇気づけたが、裁判は、韓国人への補償は日韓条約で解決されたのに対し、台湾人は日華条約が失効したため、補償問題が未解決となっているとの主張が中心で、その後の特別立法も、その趣旨でなされたものだった。韓国人への扉は堅く閉じられ、日本で、朝鮮人への補償に目を向ける者は、当時ほとんどなかった。

しかし韓国人は、決して納得していた訳ではなかった。裁判を模索する動きが始まったが、韓国と日本の間は、高い壁で遮られているかのようになり、韓国人の声は日本に届かなかった。

(5) 小さな風穴

壁に小さな風穴をあけたのは、京都在住の在日朝鮮人一世の宋斗会だった。

1969年、日本国籍確認訴訟を起こして日本国と争い、樺太に置き去りにされた朝鮮人問題等を告発していた宋斗会は、1989年、週刊誌「朝日ジャーナル」に、「日本国は朝鮮と朝鮮人に公式陳謝せよ」と題する1頁の意見広告を出し、賛同者を求めた。

意見広告は、「朝鮮と朝鮮人に公式陳謝を！百人委員会」等の名前で15回掲載されたが、朝鮮人への公式陳謝と補償を求める声が日本で上がったのは、これが初めてであった。ちなみにこの「百人委員会」には、衆議院議員五十嵐広三、田英夫、NHK記者橋本大二郎（いずれも当時の肩書）、本件証人の田中宏、代理人の小野誠之、山本晴太等が賛同したが、大多数は一市民であり、職業も様々であった。

その後宋斗会は、日本の友人数人と、「日本国に朝鮮と朝鮮人に対する公式陳謝と賠償を求める裁判をすすめる会」（以下、「すすめる会」）

を作り、韓国の知人を通じて裁判を呼びかけ、メンバーを訪韓させる等した。

翌1990年10月、韓国在住の元日本軍人、軍属、労務者とその遺族が、日本国の公式陳謝と賠償を求めて初めて東京地裁に提訴した。全国の報道が提訴を伝え、韓国人の声が、やっと日本に届いた。本件で証人となった「太平洋戦争犠牲者光州遺族会」代表の李金珠もその1人だった。

以後、韓国人が日本国の戦後責任を求める裁判が活発になっていく。

浮島丸事件についても提訴の動きが始まり、1991年8月、京都新聞、朝日新聞が訪韓して、初めて韓国在住の生存者、遺族を取材、真相究明と賠償を求める声を伝え、「浮島丸事件提訴へ」と報道した。

(6) 提訴

翌92年1月には、「すすめる会」の招きで、韓国から、生存者の金■天が来日した。

金■天は47年ぶりに舞鶴を訪れ、有志の市民によって建立された「浮島丸殉難者追悼の碑」に献花、「自由人権協会京都」の例会で事件について語った。

金■天の訪日と、真相究明を求め、「謝罪も補償も何もない」との訴えは、京都新聞、朝日新聞等で報じられた。

金■天に同行した李金珠及び永同新聞を中心に、提訴に向けての準備が本格的になり、1992年6月の裁判説明会には、NHK京都が訪韓して取材、アジアマンスリーで報道した。

1992年の本件提訴にあたっては、全国の報道が、陳謝と賠償、真相究明を求める原告の訴えを大きく伝えた（甲A第35ないし43号証）。特に、地元では、京都新聞が「浮島丸事件の究明に全力を」との社説を掲げ、NHK京都も、「47年目の訴え～浮島丸爆沈」（検甲第2号証）として特集で報道した。

提訴をきっかけに、報道による調査も活発になった（甲A第44ないし49号証）。1994年には、青森放送が、「恨の海～裁かれる浮島丸事件・その真実は」と題して1時間の番組を制作、独自に事件を調査

し、大湊での労働の実態、本件で書証とした海軍の電報、大湊警備府等の資料の発掘、爆発を目撃した舞鶴鎮守府の元水兵長への取材等、真相究明に貢献している。青森放送は韓国でも取材、遺族・生存者の根強い日本への不信の声や、「私は年寄りだから恨んでも仕方ありません」と、声を震わせ、悲嘆にくれる老人の姿を伝えた。又、第2次提訴の際、原告たちが船で事故現場を訪れ、故郷から持参した花や供物を海へ投じて供養する深い悲しみの姿を伝え、問題が放置されていることを日本人に問うた。

(7) 韓国での報道、死没者名簿掲載の意味

事件は韓国でも、新聞、雑誌、テレビで特集記事として何度も扱われ、数多く報道されている（甲A第11ないし24号証）。

韓国では、事件の謎に焦点を当てるのが報道の基調で、「自爆」、「死亡者数千名」が通説となっており、「“天皇の命令だ”…韓人6千人緊急送還決定」、「計画的蛮行」、「3千名水葬」等の見出しで報じられている。

韓国では、原告や事件の関係者だけでなく、報道関係者も、日本海軍、或いは乗組員による自爆（虐殺）ではないか、死亡者ももつともつと多いはずと受け止めている。そして、その様な受け止め方をごく当然なことと考えるのが韓国の世論であり、その底流にあるのは、日本と日本人に対する根強い不信である。

日本国（被告）は事故について何の調査も行っていない。本裁判でも、死没者名簿さえ開示せず、出港の経緯に至っては、「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷に帰りたいと訴えた事に応えたもの」等と明らかに誤った、朝鮮人を愚弄する主張を平然となしている。爆発原因、乗船者数についても、何一つ資料を出さず、説明もせず、何の調査も行わなかった。立証責任は原告側にあるという一般論を盾に、調査、説明の義務さえ認めなかった。この日本国の不誠実極まりない姿勢が、原告らだけでなく、韓国人の不信、疑惑の念をより一層深くしている。

ところで、浮島丸事件で多くの犠牲者を出した韓国忠清北道永同郡の地元紙永同新聞は、金■天に同行して来日した際、「浮島丸事件の記録

」を贈られ、初めて死没者名簿の存在を知った。「死没者名簿発見」は韓国で大きなニュースとなり、各紙が報じた。

永同新聞は、1992年2月3日、永同出身者の犠牲者名簿を1面に掲載した。

やはり多くの犠牲者を出した全羅南道の地方紙光州日報も、「浮島丸事件犠牲者名簿公開」、「遺族を捜し4月頃提訴」の見出しで報じ、全羅南道出身者の名簿を掲載している（甲A第17号証）。全国紙朝鮮日報も大きく伝え（甲A第18号証）、これらの記事を見て、多くの遺族、生存者から連絡があり、原告団結成につながった。

永同新聞は、名簿掲載にあたって、「家族や連絡先をご存じの方は、本社にご連絡ください。」、「日本で入手したものなので、姓名・住所が若干違っているかも知れません。本社では他にも、全国各地の5百余名の犠牲者名簿を入手しています。関係者は本社に連絡してください。」と記している。

戦後47年も経て、死没者名簿がなぜ行方不明者の手掛かりであるかのように書かれるのか、日本国と日本人は、韓国の現実を直視しなければならない。

韓国には、死亡通知が届かず今なお、肉親の消息、生死の確認を求める遺族が、浮島丸事件に限らず数多い。「必ず帰って来る」と固く約束したのに、日本に連れて行かれたままどうして帰ってこないのか。本当に死んでしまったのか。本当に向こうの世界へ、2度と戻ることでできない世界へ行ってしまったのか。どうして、いつ、どこで……。

死亡通知を受け取っても、誰もが思うことである。まして、死亡通知もなく生死不明の場合、家族の心痛がどれほどであるか、何の手掛かりもなくこの世から消え去ることがどんなにかむごいか、とうてい計り知れない。

日本国（被告）は、韓国での死没者名簿掲載の意味を謙虚に認めなければならない。死没者名簿は、肉親の死、そして「死の意味」を知る重要な手掛かりである。

同郷の者から知らされたり、死亡通知が届いても、遺族にとって死は

容易に実感できない。目の前で息を引き取るのを見届けたわけでもなく、死者に触れることも、弔うこともできない。現場に行くこともできない。遺骨さえ帰って来ない。……多くの遺族が死を受け入れられずに、その後の長い年月を過ごしている。

まして、死亡通知も届かなかった者にとっては、死没者名簿は唯一とも言える手掛かりである。「恨の海」で、「私は年寄りだから恨んでも仕方ありません」と、声を震わせ、悲嘆にくれていた老人は、原告徐■鎬の伯父である。弟が事件で死亡したことを同郷の者から知らされたが、日本国からは何の通知もなく、本件でも死亡が確認されていない。他にも9名の死亡が確認されていない。

死没者名簿は、もの言えぬ死者に代わってその死を伝え、死の意味を知らせる重要なものである。

裁判に訴え、戦後50年以上を経てもなお、死没者名簿さえ公開しない日本国への不信は、単なる不信に止まらず、「事実を隠しているに違いない」という疑念、根強い反感、「恨」をいやがおうにもかき立てる。そして、「自爆説」、「死者数千名」、「計画的蛮行」の韓国世論をますます強固にしている。

(8)これまで述べたように、弁護団では提訴以後、報道や市民の協力を得て調査を進め、出港の経緯等、いくつかのことが明らかになった。しかし、「自爆説」、「死亡者数千人」、「計画的蛮行」の確たる根拠は見つからなかった。これらについては、むしろ矛盾点が多い。

原告金■天を日本に招き、日本での裁判を準備した「すすめる会」は、これらの矛盾を原告らに率直に伝えた。11、12はその内容である。

1 1 爆発原因

(1)爆発直前に降ろされたボート

自爆説の最も大きな根拠は、爆発直前にボートが降ろされ、乗組員が下船しようとしたのを朝鮮人が目撃した事にある。しかし、日本人乗組員も525名中25名が死亡し、負傷者も数多く出ている。又、艦長を始め取材に応じた乗組員は全員が爆発にあっている。日本人が逃げる為

にボートを降ろしたのであれば、多くの乗組員がデッキに出て来る等の動きがあるはずだが、そのような事もなかった。これらの事を考えると、乗組員が逃げる為にボートを降ろしたとは考えにくい。

ボートを降ろしたのは、入港準備の為ではないだろうか。多くの乗組員に取材している京都新聞「裁かれる海」〈8〉の冒頭にも、「投錨に向けてカッターを降ろす準備が始まった」とある。

他の報道で入港時にボートを降ろした事に触れたものはないが、そもそも舞鶴入港は、航行禁止命令を受けてのやむを得ない措置が建前となっている。大湊警備府が、事前に舞鶴鎮守府に連絡することは考えられず、艦長は入港に際して、舞鶴鎮守府と連絡を取らねばならない。浮島丸には、少なくとも4千人近くの朝鮮人が乗船しており、今後、当分の間、朝鮮人の食料、水、その他が必要である。その連絡の為にボートを降ろしたのではないかと考えられる。

(2) 乗組員の不審な行動

その他に、乗組員への不信の理由として、書類や布団を海に投げ捨てたり、昼間から酒を飲んでいた等の航行中の不審な行動がある。これらは、「爆沈」や「四〇年目の海」、「恨の海」等で乗組員自身も語っているところであり、他に乗組員同士のリンチ事件等もあった。これでは安全な航行をしているとは思えないのも当然だが、しかしこれは、敗戦という状況の激変の為と思われる。「船内で汗を流しているのはエンジンを扱う機関兵や操舵など航海に欠かせない者だけ」「兵科の者は任務解除も同然で」、「軍規も乱れ、乗組員には覇気がなかった」と「四〇年目の海」〈7〉でも伝えている。

又、運輸本部長から艦長宛の221605番電に、「各種爆発物の処理（イ）航行中の場合は、無害となしたる上海中投棄」とあり、航行中に書類や布団を海に捨てていたのは、敗戦処理の一環ではないかと推測される。

(3) /＼となった船体の意味

下佐波賀の対岸の舞鶴浅水船基地見張り所で、船舶の出入りを確認していた水兵長清野盛栄は、浮島丸は最初、中央部が盛り上がって「くの

字」になり、その後、中央部が沈んで、船首と船尾が上がり、反対向きの「くの字」になったと説明している（「恨の海」）。下佐波賀の海岸で爆発を目撃し、救助にあたった2人も、全く同じように語っている（「爆沈」）。

素人の考えだが、最初に中央部が盛り上がったのは、船の外、船底中央部の下から、上に向かって強い力が働いた事を意味すると思われる。自爆説では、爆発は船底中央部にある機関部で起きたと推測している。しかしその場合は、力は全方位に働き、船体中央部全体が持ち上げられる事はないと思われる。爆発の際、もし全方位に等しく力が働かず、上の方向に強い力が働いたとしても、船底の鉄板は決して持ち上がらないはずだ。

しかし浮島丸は、中央部が船底もろとも盛り上がっている。船体引き揚げの際の調査でも、船底は破断されず、全体がつながっていた（国際新聞1954年10月9日 甲A第32号証）。つまり、最初、中央部を上「くの字」になった時、船底の鉄板も一緒に持ち上げられていた事になる。そうであれば自爆はあり得ないのではないか。

(4) \ / となった船体の意味

浮島丸は、中央部を上「くの字」になった後、今度は反対に中央部を下「くの字」になって、船首と船尾を海上に出して沈んだ。中央部を上「くの字」になった後、単に重力で沈んだのなら、そのままの状態、船首と船尾から沈み、中央部が海上に残るはずである。しかしそれが反対になったという事は、中央部を押し下げる力、それも相当に強い力が働いたと考えられる。その力が爆発の反動なのか、船体に元に戻ろうとする力が働くのか、一体何なのかは分からない。しかし、船体中央部を押し下げる何らかの強い力が働いた事は確かである。

第2次船体引き揚げが行われた1954年、浮島丸で遺骨を収集した在日朝鮮人と日本人は、船底が外側に向かって膨らんでいる事を確認し、触雷なら船内に向かって穴が空くはずと疑問を持ち、写真を撮っている（1954年10月9日国際新聞）。以後、この写真が、触雷を否定する有力な根拠になっているが、爆発後に船底を押し下げる強い力が働い

た事を考えると、船底が外に膨らんでも不思議ではないと考えられる。

(5) 計画に終わった自爆

「浮島丸釜山港へ向かわず」（1984年 甲A第61号証）の著者金賛汀は、「乗組員は釜山に行けば捕虜になるのではないかと恐怖感を持っていた。舞鶴に入港しても、また釜山行きを命じられるのではないかと、切羽詰まった気持ちになり、航行禁止命令を知らなかった乗組員が、機関部を壊して船を動かさなくするつもりであったが、誤って大爆発になったのではないか。」と推測している。

機関部を爆破して、船を動かさなくしようとする計画があった事は、複数の報道で、乗組員自身が語っている事で、確かである。又、大湊の地元の日本人も、複数の者が、自爆の噂を聞いている。

しかし機関長の野沢少佐は、「いざとなるとなかなか自分の船を壊す決心がつかない。そこで、最も機雷の少なそうな舞鶴に入港し、そのまま復員する計画に切り替えた。」（「浮島丸の爆沈」甲A第8号証122頁）と語っている。機関部爆破を計画したのは野沢少佐だけではないが、それは犯罪であり、危険を伴う事を考えると、誰にとっても、口で言うほどたやすくはなかったと思われる。しかも船が舞鶴に入港して後に、あえて爆破するだろうか。

大湊では逃亡した乗組員もいたし、舞鶴には大湊警備府司令部の目は届かない。自分の船を壊すくらいなら、復員（逃亡）するのではないだろうか。「ここで復員しよう」、そう考える仲間がたくさんいた。

しかも船全体が「くの字」になる程の大爆発である。「小爆発のつもりが予想以上の爆発になった」とは考えられない。

(6) 触雷の可能性

そもそも金賛汀の推測は、触雷の可能性が極めて少ない事が前提になっている。舞鶴湾には安全が確認された掃海水路があり、浮島丸はこの水路上を、前を行く2隻の海防艦の後から進んでいたのもので、浮島丸が触雷するはずがないというものである。しかし、当時、舞鶴防備隊掃海指揮官だった佐藤吾七は、「感応機雷の掃海は難しい。特に磁気水圧複合機雷は、大きな船が通った時に爆発するように作られていて、米軍

にも掃海不可能。」「終戦前後、他の船も何隻か触雷した。」（「浮島丸事件の記録」45頁）と述べている。「四〇年目の海」〈12〉でも、戦後、舞鶴湾で、感応機雷による9件の触雷事故があった事を調査している。当時の日本軍に詳しい「青森空襲を記録する会」のメンバーは、「触雷は同じ水路を、同じ船が、同じ方向に航行しても100%ではない事を、まず認識して欲しい。まして、構造、大きさの異なる船の場合、同一の水路を航行しても、先行する船が触雷するとは限らない。これは機雷に、磁気、音響、低周波、水圧、それらの複合機雷の種類があり、さらにそれぞれに、STARTING DELAY（セットした日数経過後作動）、SHIP COUNT（定められた数の船の通過後作動）の装置があるので、掃海が困難な為だけではない。詳細な説明は難しいが、機雷は極めて限定された条件の下でしか爆発しない。」「浮島丸の前を航行していた海防艦は、浮島丸よりずっと小さな船である。海防艦にも感応する機雷だったとしても、海防艦のような船体の細い船が触雷する可能性は極めて低い。いくら水路が決まっていると言っても、広い海の中の点である機雷の、ちょうど真上を、ある方向で通過しなければ機雷は感応しない。」「米軍の戦略爆撃調査団報告によると、舞鶴湾内には有効な機雷が相当数あり、浮島丸の行路上にも残っていた。投下機雷の状況からは、浮島丸は低周波機雷に触雷した可能性が高いが、他の機雷の可能性もある。いずれにせよ、金賛汀氏のように、触雷の可能性をほぼ全面的に否定する事は、科学的にはとてもできない。」「機雷は通常、機関部で爆発するよう作られている。」と説明している。

1.2 乗船者数、死亡者数

(1) 「浮島丸死没者名簿」

大湊警備府司令部は、1945年9月1日付け、大湊海軍施設部長名の「死亡認定書」、「浮島丸死没者名簿」（以下、死没者名簿）を作成、同年11月24日、同施設部長名で、「軍属死亡の件通報」を、朝鮮の郡守あてに送ったと思われる（甲A第59号証）。

「死亡認定書」は、「海軍軍属 金海亮◆ 外409名」とあり、軍

属として410名の死亡を認めている。

死没者名簿は、「浮島丸死没者名簿（大湊海軍施設部）」と、「浮島丸死没者名簿（施設部以外の分）」の2つに分けられている。前者には、「徴用工員 362名、協力会供給人夫 48名 計410名」とあり、又、「（註）右海軍協力会供給人夫は、大湊海軍施設部工員として採用工員同様処遇す」とある。名簿は、忠清北道、全羅南道、京畿道、忠清南道、慶尚南道、慶尚北道、全羅北道（全羅南道となっているが誤記と思われる）の順に、本籍別になっている。そして、職種、氏名、生年月日、本籍地の項目があり、職種は全員が「土工」、氏名は日本名、生年月日は約半数について年齢が記されている。

後者の（施設部以外の分）には、「（162名中軍属たる供給人夫48名を除きたる残114名）」とある。前者の（註）と併せて推測すると、本来は、後者の（施設部以外の分）に所属する「協力会供給人夫」を、死後、徴用工員として前者の名簿にのせ、身分を軍属扱いにしたものと思われる。例外として、日本通運大湊支店のみは、働き盛りの男24名も（施設部以外の分）に記載している。したがって、（施設部以外の分）に記されているのは、女性、子供、老人138名と、日通の「供給人夫」24名である。

（施設部以外の分）の名簿は、（大湊海軍施設部）の名簿とは異なり、本籍別ではなく「組」別となっており、「組名」「本籍」「氏名」「年齢」「性別」の項目がある。組名と氏名のみが1名、組名のみで氏名不詳が2名あるが、それ以外は全てが記入されている。

（2）未確認の乗船者名簿

死没者名簿があるからには、乗船者名簿があったはずであるが、確認されていない。したがって、死没者名簿がどのようにして作成されたか、死没者全員が正確に記載されているのかどうかは不明である。

乗船者数についても、前記1の「死没者名簿」には記載がなく、「輸送艦浮島丸に関する資料」に、「朝鮮人元工員2838名、同民間人897名、計3735名（外に正規の手続きを経ずして殆ど乱入乗込ともいふべき者が少数あり）」とある。しかしこの資料は1953年に作ら

れたもので、何を根拠にしたのか不明である。又、乗船者3735名は正確な数字ではなく、それ以上だとしている。

日本国は乗船者名簿についても、「ない」と述べるだけで、何の調査もしようとしないが、死亡者の特定が為されていないからには、乗船者数は、死亡者数の根拠となる最も重要な事柄である。日本国は、乗船者3735名が確かな人数である事について最大限の調査を行い、可能な限りの説明をする義務がある。それは、たとえ事故が不可抗力であったとしても、死者に対する最低限の礼儀である。

(3) 乗船者名簿に代わるもの

「すすめる会」は、本来は日本国（被告）が説明すべき乗船者名簿について、次のように推測した。

乗船者名簿が作成されたか否かについては、今日分かりようがない。しかし、そもそも軍属の名簿と、組ごとの「協力会供給人夫」名簿があったはずであり、これらを乗船者名簿にかわるものとする事はできる。

又、「死没者名簿」の記載からも、これらの名簿を元に作成したと推測できる。家族についても、組ごとに死没者を確認したと推測できる。

軍属の場合は、人員の把握は正確だったと思われるし、「協力会供給人夫」についても、朝鮮人の動員が、国策として人数を決めて行われた事から推測して、ほぼ正確に人員を把握していたと考えられる。又、当時は配給制だった事を考えると、軍属以外の朝鮮人や家族についても、人数をほぼ正確に把握する事は可能だったと考えられる。

(4) 不確実な死没者名簿

しかし、下北半島の朝鮮人を正確に把握できる事と、乗船者を正確に把握する事は別の問題である。「輸送艦浮島丸に関する資料」も、乗船者3735名が確かな数でなく、それ以上である事を認めている。又、下北半島の朝鮮人全員が乗船したのではない事は明らかであり、当時の混乱した状況から考えて、正確な乗船者の把握は不可能である。

死没者名簿は、遺体を確認して作られたのではなく、乗船者名簿あるいはそれに代わる名簿を元に、生存者を確認して作られたものである。その乗船者名簿が不確実なのは明らかであり、死没者名簿は当然、正確

なものではあり得ない。

本件でも、死亡が確認されていない者が9名もある。これは犠牲者の日本名が分からない為とも考えられるが、死没者名簿に記載がない可能性もある。

(5) 死没者数千名の疑惑

以上述べたことは、大湊警備府が、故意に死没者を少なくする意図を持たず、誠実に死没者を確認したと仮定した場合のことである。そうであったとしても、死没者名簿は正確なものではあり得ない事を述べたが、原告たち、並びに韓国人の疑惑は全く別の点にある。

韓国では、浮島丸への乗船そのものに疑惑が持たれている。連合軍の調査を恐れ、苛酷な強制労働の実態を闇に葬る為に、朝鮮人を殺そうとしたのではないかとさえ考えられている。朝鮮人の日本国への不信は根強く、大湊警備府が正確な死没者名簿を作るはずはない、形式的にごく一部の死没者のみの名簿を作ったに過ぎず、死没者は数千名に上ると考えられている。

死没者は本当に数千名に上るのか、それとも、死没者名簿は正確ではないにしろ、一定の信頼をおけるものなのか、以下の検討をした。

(6) 下北半島の朝鮮人の総数

まず、下北半島の朝鮮人の総数を概略つかめないかと資料を探した。大湊は日本の最も北方に位置する海軍基地であり、地下司令部、地下工場、物資貯蔵隧道、1万トン級ドック、飛行場建設等の為に、多くの朝鮮人が、軍属、あるいは労務者として動員されていた。前述したように、軍属は正確な記録が作られていたに違いないし、労務者の場合も、ほぼ正確な人員の把握が為されていたはずで、それらの資料を探した。そして、地元の人や青森放送の協力を得て見つかったのが次の資料である。

「1944年4月の大湊警備府戦時日誌（甲A第63号証）」

海軍省兵備局長が京城（現ソウル）武官にあてて、大湊海軍施設協力会要員として、朝鮮人9千名の「供出」を要請している。海軍施設協力会は民間企業の連合体であり、いわゆる組で働く労働者9千名を

朝鮮から送るよう要請したものだが、実際何名が送られたかは不明である。地元の研究者によれば、現実には9千名は無理であったと考えられている。

「特高月報昭和19年4月分「朝鮮人運動の状況」81頁（甲A第66号証）」

「大湊海軍請負佐々木組（移入労務者644名就労）」とあり、佐々木組だけでも相当数の朝鮮人労務者がいた事が分かる。

「大湊警備府・第12航空艦隊 各隊（庁）解員状況一覧表（1945年11月作成）（甲A第65号証）」

敗戦前の大湊海軍施設部の軍属が、札幌支部を含め1万5911名であった事が記されている。この人数は日本人軍属を含めたものであり、当時、朝鮮人は30%だった事から、約4800名の朝鮮人軍属が大湊海軍施設部に徴用されていたと推測できる。しかし、この人数には札幌支部が含まれており、下北半島のみ的人数は分からない。

「海軍施設本部における労務動員計画の状況（アメリカ合衆国戦略爆撃調査団最終告37号）」

「内地に於いて朝鮮人の占むる割合は30%」、「終戦時に於ける労務者数」として、「大湊の工員（軍属）1万6752名」とある。これは前記とほぼ同じであり、大湊警備府全体として朝鮮人軍属が約5千名いたと推測できるが、やはり、下北半島における朝鮮人軍属の人数は分からない。

結局、大湊警備府全体として朝鮮人軍属が約5千名であった事が推測できただけで、下北半島における朝鮮人の総数を推測する事はできなかった。しかし、これらの資料から明らかなように、朝鮮人の動員は、軍属のみならず、民間の労務者についても国策として計画的に行われており、下北半島における朝鮮人の人数を推測できる資料が必ずあるはずで

ある。大湊警備府の「兵器軍需品施設物引渡関係綴」（甲A第64号証）には、第二復員局残務処理部に引き継いだ書類目録があり、その中に「浮島丸遭難関係」もある。

(7) 乗船可能な人数

次に、浮島丸に、最大限、どのくらいの人数の乗船が可能かを検討した。浮島丸はそもそも大阪商船の貨客船で、その当時の船客定員は677名、貨物用の船倉は4つあった（甲A第70号証）。海軍特設輸送艦となった後、1945年7月20日からしばらくの間、青函連絡船として使用された事があるが、国鉄船舶局の「昭和20年青函連絡船戦災記録」（甲A第71号証）によれば、「乗組員数150名、載貨1300屯、乗客2千名にて青函共に着岸可能」とある。又、4つある船倉の内、1つは使用不能となっている。

本件では、乗組員は525名で、船室は全て乗組員が使用し、朝鮮人は船倉に乗船した。生存者、乗組員によると、船はかなり混み合っていたが、ばくちをする者もいたし、船内の移動も可能で、夜は一応、横になって休めている。「詰め込んだ」とは言え、奴隷船のように身動きもできないほどではなかった。又、船倉は何階かに分けられていた。

これらの事を考慮して、3つの船倉に、最大限どれくらいの人数の乗船が可能かを検討したが、船倉の広さ、構造（何階に分けられていたか）が分からず、結局、乗船者数を推測する事はできなかった。

(8) 正確でない遺体の数

死亡者数を正確につかむには、遺体の数を正確に数えるのが最も確かな方法だが、本件ではそれは為されていない。

第2次船体引揚が決まった1953年12月に作成された「輸送艦浮島丸に関する資料」によれば、遺体の収容は次のように行なわれた。

「遭難当時の遺体の確認は、収容した遺体175体、救助されて後病院に於て死没した者7名、計182体である。舞鶴鎮守府としては、8月25日から9月2日まで現場搜索（潜水作業も含む）、並びに死体収容に努力し、合計175の死体を揚収した。」

「これらの遺体は、舞鶴海兵団仮埋葬地に埋葬していたので、これを昭和25年4月5日より同月12日の間、発掘作業を実施し、153体分と判定する遺骨を収容した。遭難当時確認された遺体は182体であるが、29体分は、家族又は知人によって遺骨が持ち帰られ、残りの153体が仮埋葬されたものと思われる。したがって船内残存遺体は367体（兵の分を含む）である。」

「船内に残存した遺体については、船体引揚を請け負った飯野サルベージに依頼した。昭和25年3月13日、先ず、出来る限り遺体を収容した後、船体を中央より切り離し、後半部は浮上の上、昭和27年1月25日、飯野造船所内雁又海岸に曳航、飯野造船所第3ドッグに入渠、全遺体を収容した。飯野サルベージの手で収容した遺体は103体である。」

「現在までに収容した遺骨は、飯野サルベージの手で収容したもの103柱、仮埋葬地から発掘したもの153柱、合計256柱である。これらの遺骨は、全部茶毘に付したうえ、236柱は舞鶴地方復員残務処理部に、20柱（兵の分）は、横須賀地方復員残務処理部に移送した。

（註 船内より揚収の遺体の中には、軍属でないと思われる女子2体、子供4体、計6体が含まれている）。

「船体前半は現在なお沈没のままである。未収容遺体264（兵5体を含む）の内、大部分はなお船体前半部の中にあるものと思われる。」

(9) 事故後収容された遺体の数

事故後、下佐波賀の海岸には遺体が続々と流れ着いた。下佐波賀から2キロも離れた千歳の漁村にも漂着した。連日、海兵団が舟を出し、遺体を収容していた。収容された遺体は油をかけて、まとめて火葬されていたのが目撃されている（「四〇年目の海」〈14〉）。

地元の人々が生活する場での遺体収容である。海に浮かんだり、海岸に流れ着いた遺体が放置される事は考えられない。舞鶴湾は、「琵琶湖が海で舞鶴湾は湖」と言われるほど深く入り組んだ湾で、遺体が湾の外に出てしまう事もまずない。浮島丸から浮かび出た遺体は、全部収容されたと考えられる。又、遺体収容、仮埋葬には相当数の人手が必要で、秘密裏にできる事ではなく、前記8の収容した遺体175体という数字は確かなものと思われる。

韓国では、連合軍の追求をのがれる為に、死亡者数を故意に少なくしたとの根強い不信があるが、朝鮮人は大湊警備府の管轄下にあったもので、遺体の収容作業をした舞鶴鎮守府は、朝鮮人が浮島丸に乗船した事には何の関係もない。事故は触雷によるものと考えており、犠牲者を故意に少なくしなければならない理由もない。むしろ、連合軍の調査に備える為にも、遺体を確実に収容し、数を確かめたと考えられる。

遺体をまとめて火葬する等、遺族にとっては死者を冒瀆するものに見えるだろうが、遺体は腐乱していて、当時としてはやむを得ない事だったと理解して欲しい。

(10) 船内に残存した遺体の数

事件当時収容された遺体の数は確かなものと考えられるが、船内に残存した遺体は、1体ずつ数えられる状態ではなかった。前記8の、「船内残存遺体は367体」「未収容遺体264」という数字は、死没者名簿が先に作られ、死亡者数を決めた後に引き算で出された数である。「飯野サルベージの手で収容したもの103柱」とある数字も確かなものではない。

又、前記のとおり、確認できた子供の遺骨が4体とあるが、この数字はあまりにも少ない。遺骨の数は、頭蓋骨でほぼ確かめられると思われるが、幼い子供の頭蓋骨は砕けてしまったのか、あるいは、一部が長い年月の間に船の外へ流された為なのか分からない。前記のとおり、船体後半部浮上に2年近くかかっており、この間にかなりの遺骨が船外に流出したおそれもある。

いずれにせよ、船内で収容した遺体（実際には遺骨）の数は、1体ず

つ確かめた数ではない。

しかし遺骨の収容は、1回目の1950年は飯野サルベージが行い、2回目の1954年は、有志の在日朝鮮人と日本人も行っている。数千名もの遺骨をどのようにごまかす事ができるのか、多くの人間が関わる作業の中で、秘密裏に行えるとは思えない。船内で収容された遺骨の数は、決して確かなものではないが、数十以上も違う事はないと思われる。

船外から海底へ遺骨が流れ出たとしても、それが数千名にも上るとすれば、漁師の網にかかるなり、人の目に数多く触れるはずである。しかしそのような事もなかった。これらの事を考えると、死亡者が数千名に上るとは考えにくい。

13 「恨」は世代を越える

(1) 僅かな誠意さえ持たない日本国

しかし、原告たちや韓国の記者に、この考えは受け入れられなかった。爆発原因についても、「自爆説」「日本の蛮行」という考えは、驚くほど根強い。考えてみれば当たり前の事である。ここで述べた調査、推測が受け入れられるかどうかは、ひとえに、日本国（被告）が生存者・遺族の信頼を得る事ができるかどうかにかかっている。全幅の信頼を得る事はできずとも、せめて人間として最低限の信頼を得る事ができるかどうかにかかっているのだ。

浮島丸事件の被害者・遺族は、これまで一度も、事件についての説明を日本国（被告）から受けた事はなかった。本件を提訴してさえも、それは変わらなかった。死亡者数について、なぜ524名なのかさえ説明しなかった。これでは最低限の信頼を持つ事さえ到底できない。日本国（被告）にとって、朝鮮人は人間ではないのだと、誰もが怒りを新たにしている。

ここで述べた調査、推測は、本来、日本国（被告）がなすべき事である。事件後、あまりにも長い時がたった。大湊警備府司令長官、浮島丸艦長等、責任ある立場にあった者はすでに亡くなり、確定的な結論を出すのは難しい。それでも、日本国は出来る限りの事をすべきである。専

門家の意見を聞き、資料を探し、手元にある資料は全て開示すべきである。

特に「死没者名簿」は、簡単ではあるが、乗船の経緯、出港時間、死亡通知など重要なことを記してあるもので、日本国（被告）はその原本を持っているはずである。それは大湊警備府によって作成された最も基本的な一次資料である。それさえ開示しない日本国（被告）とは、一体なんなのか。

日本国（被告）に、元帝国臣民であった隣人に対しての僅かな誠意を期待する事は、古人の言葉にある「木に倚りて魚を求むるの愚」なのか。

(2) 今日の日中国、日本への不信

1923年の関東大震災後、2、3日の間に、6千人以上もの朝鮮人が日本人に虐殺された事は、今日、周知の事実だが、外国から調査団が訪日する前に、荒川の土手などに死体を隠したと言われている。しかし日本国は、朝鮮人虐殺を認めた事さえなく、謝罪した事もない。虐殺された朝鮮人を慰霊した事もない。関東大震災にちなんで毎年行われる「防災の日」は、まるで朝鮮人虐殺などなかったかのように行われている。

日本国がどんなに事実を無視し、隠蔽しようと、事実は消えない。逆に無視すればする程、日本国、日本人への不信は強まる。不信は過去についてだけでなく、今日の日中国、日本人に向けられていく。

原告たちにとって、朝鮮人虐殺は過去形ではない。同じ事が自分の身に降りかかったと思える事であった。しかも日本国（被告）は、浮島丸事件そのものは認めても、何の調査もせず、謝罪も補償もなく、事故現場には、有志の手による慰霊碑が建つのみである。

(3) 帰ることのない遺骨

本件で日本国（被告）が明らかにしたのは、遺骨が特定できていない事だけである。何故そうせざるを得なかったのか、遺骨はどのように集められたのか等についての詳しい説明もなかった。日本国（被告）が唯一提出した資料（乙第1ないし3号証）によれば、収容された遺骨は、茶毘に付された後、1954年8月17日までは分けられていない。死没者名簿の数に合わせて分けられ骨壺に収められたのは、同年12月、

舞鶴第二復員局から呉第二復員局に遺骨が移送される事が決まる前の事であった。骨壺に1人ずつ氏名がつけられたのは、更にその後で、いつの事か分からない。

遺骨返還を求めた遺族にとって、これは衝撃だった。それでも、肉親の名前を付され、肉親の遺骨として安置されて来た遺骨を受け取ろうとしたが、日本国は、遺骨が混ざった骨である事についても、返還が55年も遅れた事についても謝罪しないと声明した。遺骨返還にあたり、日本で行う慰霊祭に出席する為の、僅か十萬円の費用さえ決して負担しない。遺族を招かない慰霊祭に、一体、何の意味があるというのだ。

謝罪もないままに、誰のものとも分からぬ骨を、肉親の遺骨として受け取る事はできない。それは、死者に対する冒瀆である。

祐天寺には、今もなお、280柱もの遺骨が眠っている。遺骨が遺族の元へ帰ることはもうない。

(4) 引き継がれる根強い不信

朝鮮人の日本に対する根強い不信は、日韓併合により、国の独立を失い、日本に隷属させられたという事にのみあるのではない。本件で明らかかなように、日本の謝罪がいつも言葉だけで、具体的な内実が何も伴わないからだ。このような日本国と日本人の姿勢が続く限り、朝鮮人の根強い不信は決して解消されない。

「許すことはできるが、忘れることはできない」というのは中国人の言葉だが、原告たちは、到底、日本国を許す事もできない。この裁判で見せた日本国の素顔を、原告たちは決して許すことはない。

前記のとおり、事件直後、舞鶴海軍病院に収容された朝鮮人は、看護婦の作ったおにぎりを、「毒が入っている」と捨てている。植民地支配は、朝鮮人にそれほど深い日本人への不信を植え付けていた。しかもそれは、今日まで解消されていない。

死亡者の父母は、恨みをのんだままほとんどが鬼籍に入った。妻と幼い子供を失った者たちは、その後をどんな思いで生きてだろうか。彼らも、そして帰らぬ夫を待ち侘びながら子供を育てた妻も、すでに老いた。子供は父の顔を知らない。

原告全■烈の祖母と母は、遺骨も返さない日本を恨み、「お前の父親は日本に殺された」と言われて育ったと言う。祖母も母も、もうこの世にない。全■烈は、1996年8月24日、長女を伴って、下佐波賀の海辺に建つ慰霊碑を訪れ、同行した李金珠、「すすめる会」の数人と、ささやかに霊を弔った。長女の全アソンが吹くフルートの美しい音色が静かに海に流れた。「アラン」「トラジ」……、亡くなった父の年齢をはるかに越えた全■烈の目に、涙があふれた。

海に向かって、「アボヂ」と叫ぶ父の姿を、アソンはじっと見守っていた。

「恨」（ハン）は、世代を越えて引き継がれる。

第2 原告らの実情

- 1 原告らは、爆沈した浮島丸からの生還者（原告番号35～40, 42～43, 45～46, 63～72, 77）、生還者の遺族（原告番号31～34, 41, 47～50, 73～76, 80～82）、そして死亡者遺族（原告番号1～22, 24～30, 36（原告張■道は、生還者であり、かつ、家族を失った死亡者遺族である）、51～62, 78～79）である。

以下、原告らが、浮島丸事件の被害者となるに至った経過、被害者として浮島丸事件をどのように受け止めてきたか、被告日本国に対し公式陳謝、賠償と遺骨返還を求めるに至った心情等原告らの実情を、調査票（甲B19～63）、聴取報告書（甲B64～66）、原告本人調書（第28回及び第29回口頭弁論調書速記録。原告番号2文■植、同3全■烈、同36張■道、同58廬■相、同39金■錫及び同38金■天）及び証人李金珠調書（以下、本項において、「本件各証拠」）から明らかにする。

- 2 浮島丸事件被害者らが浮島丸爆沈に遭遇するまでの事情

本件各証拠から窺える典型的な被害者像は、朝鮮で農業に従事していた青壮年男子が徴用令状により強制的に日本に連行され、三沢飛行場や大湊

港の土木工事、青森の炭坑で働かされていたというものである。

中には、父親が先に日本で土木業を営んでいた関係で日本で生まれ事件当時国民学校に通学していた者（原告番号36張■道）もいれば、徴用前の職業について、朝鮮で、菓子職人をしていた者（原告番号64姜■変）、徴用先の清津の炭坑から更に日本へ徴用された者（原告番号67李■榮）、鉱山労務者募集に応募した者（原告番号77李■石）、日本酒工場労働者（原告番号3全■烈）、洋服店を自営していた者（原告番号9金■俊）、製粉工場を自営していた者（原告番号15金■善）、労務者（原告番号21朴■岳）、会社従業員（原告番号25羅■燦）、無職（原告番号29呉■春）、米穀商・旅館業（原告番号30辛■佶）を営んでいた者と、当然のことながら農業以外の者もいる。

そして、国民学校にいた者と自ら募集に応じた者を除く42名の被害者らは、全てその意思に反し強制的に日本に連行された者たちである。徴用先の労働環境については、多くの者が長時間労働、衣食住の劣悪さを訴えている。その上、徴用先を引き上げる際に貯金させられていた給与を受け取っていないと訴える者が少なからずいる。更に、浮島丸の爆沈により財産を所持していた者も全てを失っている。それ故、原告らが徴用を「強制労働」、「無償労働」と主張するのも当然のことである。

また、被害者らの職業は区々であっても、いずれも家計の中心を担う青壮年であった。従って、原告らのうち、死亡者遺族は、家族の中心的な働き手を失い、悲嘆と経済的苦労のうちに戦後を過ごしてきた者が多い。

3 浮島丸事件後の生活―生還者の場合

生還者の中には、浮島丸事件で負傷した者、身体的後遺障害（足、腰、聴覚障害、指の切断等）を残した者や精神的後遺障害（浮島丸が沈没したときの夢を見ると、頭痛、口が渇くなどの症状が続いている）を残した者（原告番号45池■植）がいる。これらの者は、その後の労働に支障を生じ、治療費の負担に苦しみ、生活苦が続いている。

また、生還者は、浮島丸の爆沈により、家族や友を失い、自身瀕死の目にあつた者として、その心に負った傷に苦しんできた。この心の傷のわず

かな回復を求めることを提訴理由としている。

4 浮島丸事件後の生活―生還者遺族の場合

生還者遺族の場合は、被害者は生還したものの、上記と同様病気や後遺障害に苦しむ姿を目の当たりにしてきた。

被害者となった兄が精神的な病気で働けずに本件事故後まもなく死亡したため、被害者の代わりに長男の役割を果たすべく、学校へ行けず、農業手伝い、土木工事手伝いをし、家族の生計を維持してきた弟（原告番号31金■体）の例が典型的な戦後の生活状況である。本来家族の中心的な働き手であったはずの生還者が本件の後遺障害で十分労働できず、生還者の弟、妻、子らが生計を担い、貧困に苦しんできた者が多い。被害者の子や弟らは、教育を受けられなかったことを苦勞として挙げている。

以上の事情の下で、被告に対する怒り、憎悪の念を強く述べている。

5 浮島丸事件後の生活―死亡者遺族の場合

死亡者遺族の場合、母、姉、妹を一度に失った者（原告番号36張■道）を除き、その父、兄、叔父が犠牲者である。

死亡者遺族のうち犠牲者の子は、多くは犠牲者である父の顔を覚えていない。しかし、夫を失った母の苦勞、寂しさは知っている。犠牲者の子の多くは、経済的に恵まれず、教育を受ける機会を得られなかったことを残念に思い、亡き父の魂を慰めたいと念じて過ごしてきた。

犠牲者の子らの中には、妹を餓死で失った者（原告番号2文■植）、空腹に苦しみ、その弟が治療も受けられず病死した者（原告番号6金■圭）、母が再婚したので叔父の家に残され、家庭を破壊された者（原告番号13梁■萬）、亡き父が経営していた工場を出て間借り生活になり母が針仕事などで苦勞したあげく1953年に若くして死亡し、原告ら兄弟が生活苦にあえいだ者（原告番号15金■善）、母も終戦後早く死亡して祖父母や弟妹と苦勞した者（原告番号18孫■奎）、母が再婚し、祖母と暮らすのが、少女期に妹、祖母を相次いで亡くし、孤児になった者（原告番号21朴■岳）、母子家庭に対する偏見に苦しんだ者（原告番号51徐■鎬）が

いる。

死亡者遺族のうち犠牲者の弟、妹は、兄を失い、父母を養うため、苦勞した者が多い。兄の妻が再婚し、その子が死亡するなど家族の離別に精神的苦痛を受けている。

死亡者遺族のうち犠牲者の甥、姪は、その父がいたため経済的苦勞を訴える者は比較的少ない。祖父母、父、犠牲者の妻の悲しみを受け継ぎ、犠牲者の靈魂を慰めたいと考えている。

死亡者遺族のうち母、姉、妹を一度に失った者（原告番号36張■道）は、思春期に母、姉、妹を喪失するという衝撃を受け、その父は家族と財産を失い、原告張■道とその兄を殺して自殺しようとしたという。原告張■道の父は、帰国後釜山日報、京城日報に浮島丸事件を告発し、その後も米軍政庁や韓国政府に真相究明を求めた。原告張■道自身も、父の遺志を継ぎ、韓国政府合同民願室へ嘆願書を出し、テレビ局、新聞に浮島丸事件の存在を訴えてきた。その結果韓国で報道番組がいくつも製作されてきた。

死亡者遺族のうち、原告張■道のように、韓国政府など行政機関に真相究明を求めるなど相談に行った者は、さほど多くない。1960年代に韓国政府に犠牲者の死亡賠償を求めた者もいるが、いずれも犠牲者らは1945年8月15日以降の「戦後死者」として、賠償の対象から除外されている。

被告から直接犠牲者の死亡通知を受けたとする者は、原告番号1朴■一が「日本海軍施設本部」から死亡通知書が来たと聞いているが、他にはいない。他に、原告番号9金■俊の亡夫（犠牲者の弟）が被告厚生省に手紙を書き、返書をもらったとのことであるがその内容はわからない。

日韓両国政府から浮島丸事件の真相について、説明を受けた者は原告らの中には一人もいない。

第3 原告らの請求の根拠

1 道義的国家たるべき義務に基づく請求

(1) 侵略戦争と植民地支配への反省に立脚した日本国憲法

日本国憲法は、帝国日本の軍国主義とこれによる植民地、占領地支配に関して否定的な認識と反省を有し、かつ、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立している。

日本国憲法草創期の注釈書である『註解日本国憲法』は「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」という憲法前文の文言について、「過去においてわが国がとったような、利己的・独善的な国家主義を排撃している。従来、わが国においては、わが国体の優越性を妄信し、他国を無視する偏狭な独善主義的な国家思想が広く行われてきたが、これらの思想は、ここに徹底的に打破しなければならぬ趣旨を示している。」（同書55頁）と解説し、「自国のことのみに専念して他国を無視」したのはほかならぬ大日本帝国であったこと、日本国憲法が大日本帝国の侵略と植民地支配に関して否定的な認識と反省を有し、かつ、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立していることを明確に述べている。

そして、日本国憲法が否定した「帝国日本の軍国主義と植民地支配」とは、決して対米戦争の開始以後の大日本帝国の行動に限定されるものではなく、明治以来の大日本帝国の領土拡張、他民族支配の政策を指している。

すなわちカイロ宣言は「…台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還すること」「…朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を独立自由のものにする…」と規定し、真珠湾攻撃（1941年）以降の太平洋戦争や満州事変（1931年）以降の15年戦争に限ることなく、台湾を植民地とした日清戦争（1894年）に始まり、韓国併合（1910年）へと続く、50年にわたる侵略と他民族支配の歴史を否定的に総括しているのである。そしてそのカイロ宣言は「カイロ宣言の条項は遵守されるべく」との規定によりポツダム宣言にとりいれられ、そのポツダム宣言の受諾により明治憲法下の旧体制（天皇主権の原理及びその下に立つ統治機構）が否定され、日本国憲法の憲法制定権力が授権されたのである。したがって、カイロ宣

言・ポツダム宣言は一体として日本国憲法の授權規範・根本規範である。

(田中宏証人調書)

このように、日本国憲法は、ポツダム宣言の受諾によって日本が受け入れた軍国主義の除去、民主主義、自由権、基本的人権の確立という諸理念と、その背後にある近代国家原理（97条にいう「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」）、明治以来50年の日本国家の侵略・植民地支配がかかる近代国家原理に違背していたという歴史認識を新たな根本規範として成立したのであり、憲法の解釈にあたっては、つねにこれらの根本規範が解釈基準とされるべきである。

(2) 侵略と植民地支配への反省を世界に誓約する日本国憲法第9条

日本国憲法は前記反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、第9条において戦争放棄、戦力の不保持という不作為を命じた。前掲書によれば、第9条の目的のひとつは「過去のわが国の行動からして、日本は好戦国であって、将来再軍備をして再び世界の平和を脅かしはしないかと世界が疑惑をもつことを除去すること」であり、「とくに自衛のためにすら戦争ないし軍備を許さないとしたことは、過去においてわが国が自衛の名の下に侵略戦争を行っていたことからいって、この点に関するわが国に対する世界の疑惑を除去する趣旨を明らかにしようとするものであり、「本条の制定はポツダム宣言のもっとも重要な履行としての意味をも」つものであった（注解日本国憲法204頁）。すなわち、憲法第9条は侵略と植民地支配の反省の上に立脚した新生日本の世界に対する誓約にほかならないのである。

(3) 平和を愛する諸国民との信頼関係の構築

ところで、自国の安全は憲法自身の存立基盤であり、その維持のために憲法が不作為のみを命じているはずがない。憲法は第9条において不作為を命ずるとともに、前文2項において自国の安全を「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」し維持すると宣言し、平和を愛する諸国民との信頼関係の構築という作為を命じたのである。（前掲書54頁）

すなわち憲法は9条による戦争放棄、戦力不保持という不作為と前文2項の平和を愛する諸国民との信頼関係の構築という作為を日本の平和

と安全の維持のための車の両輪として命じているのである。

ところで、日本の平和と安全のため信頼関係を構築すべき対象である以上、「平和を愛する諸国民」とは、第一義的に日本に隣接、近接する地域の人々を指しているはずである。そして日本に隣接、近接する地域の「平和を愛する諸国民」とは、まさに日本の植民地支配と侵略戦争の被害者にほかならないのである。すなわち、侵略戦争と植民地支配を行ってきた日本が、それを反省し、その被害者である諸国民との信頼関係を回復することを、憲法は日本国の平和と安全を維持するために命じているのである。

(4) 憲法の命ずる作為義務の内容（道義的国家たるべき義務）

憲法は「平和を愛する諸国民」との信頼関係の構築のための作為の内容まで明文で規定していない。

しかし、左記のように、憲法の文言及び条理により、作為の内容は十分に特定されているというべきである。

第1に、信頼関係を構築すべき対象は侵略戦争・植民地支配の被害を受けた国家だけではなく、被害者たる個人を含んでいる。

日本国憲法前文第2項は「われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定し、平和的生存権を「全世界の国民」に保障している。

一国の憲法に過ぎない日本国憲法が「全世界の国民」に平和的生存権を保障することは一見、背理とも思える。しかし、前記のように日本国憲法が大日本帝国の侵略と植民地支配に否定的な認識と反省を有し、その抜本的改革を図ろうとの意図のもとに存立しているとの観点から考察すると、右の文言の意味するところは明瞭である。

そもそも、「全世界の国民」といっても、日本の国家権力と過去において接したことがなく、将来において接する可能性もない人々の平和的生存権を日本国の憲法で保障することは本来不可能であり、無意味である。したがって、ここにいう「全世界の国民」とは日本の国家権力と何らかの接触をもち、あるいは将来接触する可能性のある人々を指していることは疑いがない。そうであれば、平和的生存権の内容である「ひと

しく恐怖と欠乏から免れ」の「恐怖」は日本による侵略戦争や植民地支配による「恐怖」であり、「欠乏」とは侵略戦争や植民地支配による被害に起因する「欠乏」を意味することがあきらかである。

すなわち、前文2項に規定された平和的生存権は、日本の国家権力と接触する可能性のある全世界のすべての人々に、日本による侵略戦争と植民地支配の恐怖やそれに起因する欠乏に苦しめられることのない権利を保障し、日本国民に対しては「平和を愛する諸国民」との間に築き上げた信頼関係のもとで戦争の恐怖や予感に脅かされることなく、安んじて暮らして行くことができる権利を保障したものであって、「道義的国家たるべき義務」を、その義務の履行により利益を受ける人々の観点から、権利として確認したものである。

したがって、憲法が信頼関係を構築する対象として侵略戦争、植民地支配の被害者個人を想定していることは明らかであり、このことは、憲法が「平和を愛する諸国」ではなくあえて「平和を愛する諸国民」と規定したことからも裏付けられる。

第2に、国家ではなく侵略戦争や植民地支配の被害者個人との信頼関係を構築せよという以上、少なくとも、侵略戦争と植民地支配について被害者に何の謝罪も賠償もすることなくして信頼関係を回復することは不可能であり、憲法がこれを命じていることは条理上明らかである。

特に原告らについていえば、日本国憲法制定当時は原告らの国籍国である大韓民国は未成立であり、日本国政府自身の見解によれば、原告らは日本国憲法制定当時は日本国籍を有し、1951年のサンフランシスコ平和条約により日本国籍を喪失したのである（1952年4月19日付法務省民事局長通達）。したがって、原告らへの賠償を国家間条約によって行うことを日本国憲法が予定していたと解する余地はなく、まさに個人に対する謝罪と賠償を日本国憲法が命じていると解するほかはないのである。

(5) 道義的国家たるべき義務の名宛人

ところで、侵略戦争と植民地支配による被害への賠償、平和を愛する諸国民との信頼関係の回復は、憲法が自国の安全（すなわち憲法の存立

) のために命じている唯一の作為である。

しかも、ポツダム宣言第11項は「日本国は、其の經濟を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし」としている。日本国憲法の成立に法的根拠を与えたポツダム宣言は侵略戦争による被害への賠償を戦後の日本国家の存在目的そのものとみなしているのである。

すなわち、道義的国家たるべき義務は、これが懈怠されれば、憲法自身の存立も危うくなる程の重要性をもった作為であり、国家目的そのものと言っても過言ではない義務なのである。

したがって、この義務の名宛人は日本国の立法権・行政権・司法権であり、立法府がこれに違反すれば憲法上の立法不作為の違法をもたらし、立法が欠缺している場合には既存のあらゆる法を活用してこの義務を果たすことが司法府に求められている。

(6) 道義的国家たるべき義務の程度

憲法前文はこの義務の程度を「国家の名誉をかけ、全力をあげて」達成されなければならないと表現している。

もとより、憲法も不可能を強いるものではないが、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、戦争や圧制の被害者に対し、現在の国際社会において行われている謝罪や賠償の中で、先端的地位を占める水準のものを要求しているのである。

前記のように、日本と同盟して戦争を遂行したドイツは、連邦補償法、包括協定等の法律・諸条約により、ユダヤ人等のナチス被害者に対し、充実した賠償をおこない、莫大な財政的負担をしている。また、アメリカ合衆国は、戦争中強制収容した日系人に対し「市民の自由法」を制定し、正式に謝罪するとともに1人当たり2万ドルの補償金を交付している。

したがって、憲法が「道義的国家たるべき義務」を課している日本は、侵略戦争と植民地支配の被害者に対し、少なくともこれらの例に劣らない謝罪と賠償を行う義務がある。

(7) 国家賠償法類推適用による賠償責任

前記のように、司法府も道義的国家たるべき義務の名宛人であり、謝罪と賠償のための立法が欠けていても、裁判所としては、立法裁量論に逃避するのではなく、類似法令の類推等を通じてこれを特定し、司法救済を実現すべきである。

そして、道義的国家たるべき義務の具体的履行方法を定めた法令が存在しない本件において、公務員による不法行為による損害の回復という点で共通の基礎をもつ国家賠償法を類推適用することは、本件の司法的解決としてきわめて妥当である。

なお、「道義的国家たるべき義務」は、現在の日本国が平和を愛する諸国民の信頼に値する国家でなければならず、その信頼関係の下に日本の平和と安全を維持しなければならないという現在の義務であるから、右の類推適用は国家賠償法を遡及させるものではなく、もとより除斥期間、時効等の規定は類推される余地がない

また、「公正と信義に信頼」するのは、優れて精神的な領域にかかわることであり、謝罪のないまま物質的賠償を行ったのでは、とうてい「道義的国家たるべき義務」は果たし得ない。

そこで、精神的被害の回復という点で共通の基礎をもつ民法723条と国家賠償法4条を類推し、裁判所が政府に対し適当な方法で公式に謝罪することを命じることができると解される。

(8) 以上により、原告らは憲法前文及び第9条により、直接謝罪と賠償を請求することができる。

2 損失補償責任に基づく請求

(1) はじめに

以下に述べるとおり、本件において、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法第27条に基づき損失補償を請求できるものである。仮に、明治憲法第27条に基づく損失補償が認められないと仮定しても、本件には現行憲法29条3項が類推適用されるべきであり、いずれにせよ原告らは本件で被った損失の補償を請求できることとなる。

これに対し、被告は、明治憲法 27 条に基づく直接請求は認められず、かつ補償立法が存在しない場合には、損失補償請求権自体も発生しないと主張するので、以下、順次反論して損失補償が認められるべきことを論証する。

(2) 憲法の条項に基づく直接請求が認められること

ア 明治憲法は、27 条 1 項で「日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルルコトナシ」、同 2 項で「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」として財産権を保障する旨を規定していたが、日本国憲法 29 条とは異なり、明文の補償規定はなかった。

しかし、それは補償を必要としないという趣旨ではなく、以下に述べるとおり正義と公平の観点から補償が必要と認められる場合には、明治憲法 27 条に基づき直接請求が認めらるゝとの解釈がなされるべきである。

というのも、明文の規定こそないものの、歴史的に見ても、また比較法的にも財産権の不可侵と損失補償は不可分一体のものであり、具体的な財産権を実質的に保障するためには損失の補償が必要不可欠である。その意味で、27 条で財産権の保障を規定する以上、正当な補償なくして財産権を収用することは明治憲法も許容するところではないのであり、その点で日本国憲法 29 条と同様の理念に基づくものである。

イ 従って、明治憲法 27 条の規定の解釈にあたっては、日本国憲法 29 条の解釈が基準とされるべきである。そして、日本国憲法 29 条 3 項の解釈においては、法令上補償規定がない場合であっても、直接同条項に基づき具体的な損失補償を請求しうると解されており、確定した判例でもある（最高裁判所昭和 43 年 11 月 27 日大法廷判決）。

よって、明治憲法下においても、上記と同様に、法令上補償規定がない場合にも直接憲法 27 条の規定に基づき具体的な損失の補償を直接請求できるというべきである。

判例上も、明治憲法施行当時に、知事が国の期間として祇園の歌舞練場を進駐軍専用のキャバレーに転用するよう要請したことによる損

失について、「正義と公平の観念」を基礎として国の補償義務を認めたケース（東京地判昭和33.7.19）が存在しているし、田中二郎教授も「補償について法の沈黙せる場合にも・・・条理として、補償の認められるべき場合の存することを理由づけ得るのではなかろうか。」と記述していることも訴状で述べたとおりである。

ウ また、前述のとおり、明治憲法27条の規定の解釈にあたっては、日本国憲法29条の解釈が基準とされるべきであるから正当な補償が必要か否かの判断は、すなわち、正当な補償を要するのは、「特別の犠牲」を課する場合であり、特別の犠牲と言えるか否かは、侵害行為の対象が広く一般人か特権人ないし特別の範疇に属する人かという形式的基準と、侵害行為が財産権に内在する社会的制約として受任すべき限度内か、それを超えて財産権の本質的内容を侵すほど強度なものかという実質的基準を総合に考慮して判断されることとなる。

(3) 生命・身体に対する損害についての損失補償責任の適用

被告は、生命・身体等への侵害に対する損害についての補償は、もともと損失補償の全く予定していないところであると主張している。

しかし、日本国憲法29条3項の解釈にあたっては、憲法13条後段、25条1項の規定の趣旨からすれば、財産上特別の犠牲が課せられた場合に補償がなされるのに、生命、身体に対し特別の犠牲が課せられた場合には補償がないというのは合理的とは言えず、生命・身体に特別の犠牲が課せられた場合についても、憲法29条3項を類推適用して補償を認めるというのが通説・判例（東京地裁昭和59.5.18、大阪地裁昭和62.9.30他多数）である。

この理はそのまま明治憲法にも当てはまり、明治憲法下においても、生命・身体に対する特別の犠牲が課せられた場合には、27条の規定の趣旨から補償が認められるべきである。

(4) 戦争犠牲ないし戦争損害が「特別の犠牲」に該当すること

ア 被告は、最高裁判所昭和43年11月27日判決を援用して、現行憲法29条3項（ないし明治憲法27条）は戦争損害には適用されないと主張するが、誤りである。

何故なら、上記判決が言うように「戦争中から戦後占領下にかけての非常事態下における国民の多くの犠牲は、戦争犠牲ないし戦争損害として国民の等しく受忍しなければならなかったもの」であるから29条3項は適用されないというのならば、およそ戦争犠牲ないし戦争損害であれば国民全員が等しく受忍すべきということになるはずである。

イ ところで、日本国籍を有する者については恩給法に基づく恩給の支給や、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護の措置が講じられ、兵役、徴用等に基づく生命・身体の損害に対しては補償がなされている。つまり戦争被害ないし戦争損害に対しても現行憲法29条3項の趣旨に基づき補償がなされているのであるから、戦争損害ないし戦争損害である以上29条3項の適用がないとする被告国の主張は既に合理性を欠き失当である。

日本国籍を有する者であっても同じ戦争犠牲ないし戦争被害であることに変わりはないのであるから、日本軍の軍属として戦争に協力させられた原告らについても同様の補償の措置が講じられてしかるべきである。

その意味で、戦争犠牲ないし戦争被害であるから、29条3項が適用されないという被告の論理は既に破綻していると言わざるを得ない。

ウ また、前記最高裁の判例は、平和条約の発効により一般市民の在外財産の請求権が放棄されたという事案に対する判断であり、対象は「一般市民」であり、本件の原告らのように「準戦闘員」として徴用された軍属のケースとは異なる。従って、当該判例のケースと本件とは事案を異にし、判例において示された判断がそのまま本件に妥当することはないというべきである。

エ よって、被告の主張は理由がなく、本件において原告らが被った損害も「特別の損害」に該当する限りにおいて憲法29条3項及び明治憲法27条の規定の適用が認められるべきである。

(5)あてはめ

前記のとおり、明治憲法27条の規定の解釈にあたっては、日本国憲法29条の解釈が基準とされるべきであり、正当な補償が必要な場合は、「特別の犠牲」を課する場合であり、特別の犠牲と言えるか否かは、侵害行為の対象が広く一般人か特定人ないし特別の範疇に属する人かという形式的基準と、侵害行為が財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度内か、それを超えて財産権の本質的内容を侵すほど強度なものかという実質的基準を総合に考慮して判断されることとなる。

以下これを本件に当てはめて考える。

ア 公共の用

本件で、大湊海軍警備府司令部が敗戦のわずか3日後に浮島丸による朝鮮人送還を命令したのは、彼らが朝鮮人の暴動をおそれたからにほかならず、少なくとも日本側から見れば、原告らが浮島丸に乗船させられたのは、朝鮮人暴動の予防という「公共の用」のためであった。

また、原告らは軍属・徴用工であり、強制労働中の管理体制のまま管理者に引率されて浮島丸に乗船した。その意味で、浮島丸への乗船は、原告軍属、徴用工らに対する強制連行・強制労働の一環である。そして、日本が原告軍属・徴用工らを強制連行し、強制労働させたのは、中国やアメリカ等との戦争を継続するための労働力不足を補うためであり、これが「公共の用」に該当することは明らかである。

イ 特別の犠牲

浮島丸に乗船させられた原告らは、大湊周辺で労働していた朝鮮人だけであり、特定人ないし特定の範疇に属する人である。

かつ、原告らは浮島丸の沈没により、最悪の者は生命を失い、あるいは生命は助かっても生涯癒えることのない傷を負って労働力の多くを失い、人格的にも財産的にも多大な損害を被った。これはもはやが財産権に内在する制約として受忍すべき限度を超えており、財産権の本質的内容を侵すほど強度なものという他ない。

ウ よって、原告らの損失は特別の犠牲に基づくものである。

(6) 結語

以上より、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法27条に基づき、

あるいは日本国憲法29条3項を類推適用して、その被った損失の補償を請求できる。

3 安全配慮義務違反に基づく請求

(1) 安全配慮義務の発生根拠

ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間においては、当事者の一方または双方が相手方に対して、その生命、身体、健康等を危険から保護するよう配慮する義務（安全配慮義務）を当該法律関係の付随義務として信義則上負うことが一般的に認められている。判例も一貫してこれを認めている（最判1975年2月25日、同1984年4月10日、同1991年4月11日等）。

本件においても、原告ら乗船者は、以下のとおり被告と社会的接触の関係にあり、このような関係に基づいて被告は原告ら乗船者に対して安全配慮義務を負っていた。

ア 浮島丸乗船に基づく安全配慮義務

原告ら乗船者は、軍属、徴用工として強制連行され、または日本の植民地支配により、朝鮮における生活基盤を破壊されて日本に渡り、常に故郷に帰る日を夢見ながら日本での困難な生活に耐えてきた。そして、海軍関係者らの言葉により、浮島丸が釜山等の朝鮮半島の港に向かうものと信じて乗船した。

原告ら乗船者は、運行の対価を支払っていないが、前述のとおり、原告らを日本に居住するに至らしめた被告には原告らを朝鮮に無事帰還させる義務があった。

そうすると、現実には原告ら乗船者は浮島丸に乗る以外に選択肢はなく、日本側としては暴動防止策として原告らを浮島丸に乗せたに過ぎないとしても、被告と原告らの間には旅客運送契約類似の法律関係が成立したとみるべきである。

従って、被告は原告らに対して、上記旅客運送契約類似の法律関係に付随する義務として、信義則上、浮島丸の運航に伴う安全配慮義務を負うと解すべきであり、原告ら乗船者の日本居住が被告の占領政策

という先行行為に起因することに鑑みると、この安全配慮義務の内容は、むしろ一般の旅客運送契約の場合よりも一層強度なものと解すべきである。

イ 徴用等に基づく安全配慮義務

原告ら乗船者のうち徴用工・軍属として徴用された者は、日本国により募集、斡旋、徴用という名目の下に強制連行され、労働を強制されたものである。これらの者は、被告との間に雇用関係が存在した者であり、被告は、当該雇用契約に付随する義務として、信義則上、公務遂行過程における安全配慮義務を負っていた。

本件は、形式的には終戦後の徴用解除後に起きた事件であるが、既に述べたとおり、浮島丸による朝鮮への帰還は、海軍の軍務として、強制連行により日本に居住させた日本政府の義務として行われたものであり、上記法律関係は、被告が原告ら徴用工・軍属を朝鮮に帰還させるまで継続したと解するのが当事者の合理的な意思解釈として相当である。

従って、原告ら軍属・徴用工に対する被告の安全配慮義務は、本件浮島丸爆沈事件当時も継続していた。

(2) 本件における安全配慮義務違反

上記(1)で述べたことを前提として、以下、本件において被告が負う安全配慮義務の内容及び被告に安全配慮義務違反があったことについて述べる。

ア 安全配慮義務の内容についてどの程度の事実を主張・立証すべきか

(ア) 被告は、被告第8準備書面において、安全配慮義務違反の主張・立証責任は、義務違反を主張する原告側にあるとし、原告側が安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求するには、原告側において被告がいかなる種類、内容の安全配慮義務を負担していたかを具体的事実関係を主張することによって特定すべきである旨主張している。

(イ) しかしながら、まず、被告がその主張の根拠として引用する最高裁昭和56年2月16日判決は、安全配慮義務違反の主張・立証責任が義務違反を主張する側(被害者側)に存する旨判示するのみで、

安全配慮義務違反の事実として一般的にいかなる範囲の事実について主張・立証することを要するかという点まで明らかにしたものではない(吉井直昭・最高裁判例解説民事篇昭和56年度59頁以下)。

(ウ)学説上は、安全配慮義務違反の主張・立証責任は被害者側にあるとしつつも、注意義務の内容の特定やその存在の証明に困難が伴うことが多いことから、何らかの方法で被害者側の負担の軽減をはかろうとする見解が有力である(竹下守夫・民商86巻4号635頁以下、淡路剛久・判タ522号111頁以下、野村豊弘・ジュリスト758号146頁以下、奥田昌道・奥田債権総論上167頁ほか。なお、後藤勇・「安全配慮義務と証明責任」現代民事裁判の課題⑧872頁以下参照)。

また、むしろ、債務者側に実質的な主張・立証責任を負わせるべきとの見解もある(小林秀之・判例評論273号36頁以下ほか)。

いずれにしろ、これらの見解は安全配慮義務違反の主張立証責任をあまり厳格に解すべきでないとの点で一致している。

(エ)被告は更に、安全配慮義務違反の内容として予見可能性と結果回避可能性を要求すべきとし、その主張・立証責任をも原告側が負担する旨主張する。

しかし、前記最高裁昭和56年2月16日判決もそこまで要求するものではないし、被告がその主張の根拠として引用する最高裁昭和59年4月10日判決や最高裁昭和61年12月19日判決は、結論的には全て安全配慮義務違反の存在を認めたものであり、予見可能性や結果回避可能性の主張・立証責任について正面から判断したものではないから、被告の主張の根拠とはなり得ないものである。

一方、前記被害者側の主張・立証責任の負担軽減をはかろうとする見解の中には、予見可能性や結果回避可能性の問題は帰責事由の問題として債務者側にその立証責任を負わせるべきとの見解も有力に主張されている(竹下・前掲書)。

更に、被告の主張のベースとなっている後藤勇氏の見解(後藤・前掲書)も、予見可能性や結果回避可能性について被害者側に主張

・立証責任を負わせたとしても、「使用者の義務を極めて高度にすること等により、比較的容易に認め得るので、その証明はそれほど困難とは言えない」と述べており、これとても安全配慮義務の主張
・立証責任を厳格に解する立場をとっていないことは明らかである。
(オ)以上より、仮に安全配慮義務違反の主張・立証責任が原告側にあるとしても、その内容として主張すべき事実の範囲や主張・立証の程度については、これを厳格に解すべきでない。

本件訴訟は、原告らが、浮島丸事件について何ら真相解明のための調査もせず、長年無補償のまま原告らを放置してきた被告の責任を問うている裁判である。

浮島丸事件は、被告が認めるだけでも500名以上という大惨事だったのであり、事件後当然に被告の責任において真相解明のための詳しい調査がなされるべきであった。浮島丸事件から50年以上が経過した今日において、浮島丸事件の真相解明に困難を伴うとすれば、それはとりもなおさず、戦争犯罪の歴史を隠蔽するため何らの調査を行おうとしてこなかった被告自身の責任と言わなければならない。

その被告が、原告らに対して厳格な主張・立証を求めることは、著しく信義に反しそもそも許されないと言ふべきである。

イ 本件における安全配慮義務の内容

以上を前提に、本件における安全配慮義務の内容について論じる。

まず、本件における安全配慮義務の内容は、一般的に言えば「浮島丸の航行の安全を保持し、乗船者の生命、身体の安全を確保すべき義務」であると言える。

この点、浮島丸事件の原因については、前述したとおり自爆説と触雷説とが存するが、仮に浮島丸爆沈の原因が日本人乗組員の陰謀による自爆であったと仮定すると、これは殺人若しくは殺人未遂行為であり、当然故意による安全配慮義務違反となることは明らかである。

次に、浮島丸爆沈の原因が触雷によるものであったことを前提とすれば、既に述べたとおり、浮島丸事件が発生した当時の舞鶴湾には、

米軍が投下した相当数の機雷が掃海されずに残っており、終戦前後に他の船舶にも触雷事故が発生していること、それらのことは海軍に所属していた浮島丸の航行者には当然分かっていたはずであること等の事情からすれば、より具体的な安全配慮義務の内容として、被告は「舞鶴湾における機雷の存在を予見し、その機雷との接触を回避すべき義務」を負っていたと解すべきである。

ウ 予見可能性及び結果回避可能性

以上に対して、被告は「機雷を発見し、これを回避することは、機雷という兵器の性質上不可能であったから」「被告には右事故の発生を予見し、その結果を回避する可能性はなかった」と主張している。

しかしながら、既に述べたとおり、当時の舞鶴湾内に米軍によって敷設された相当数の機雷が掃海されずに残っていたことは、浮島丸の航行者において当然に知り又は知り得べきであり、その前後にも他の船舶の機雷事故があったことから分かるように、無防備に舞鶴湾に入港すれば機雷との接触という事態があり得ることは当然に予見できたと言うべきである。そして、そうであるなら、後述する帰責事由の有無（舞鶴湾への入港以外に採るべき方途があったか否か）は別にして、舞鶴湾に入港しないこと等によって本件のような事態を回避することは可能なのであるから、本件において予見可能性及び結果回避可能性とも存在していたことは明らかである。

エ 帰責事由

被告は、浮島丸は連合国による航海禁止命令によって舞鶴湾に入港したのであり、浮島丸の航行者としてはほかに採るべき方途がなかったから浮島丸爆沈は不可抗力であった旨主張している。

しかし、まず第一に、この帰責事由の要件に関しては、その内容に何を含めるかについて争いがあるも、その主張・立証責任については帰責事由の不存在を債務者側において主張・立証責任しなければならないとするのが通説判例であり、その点につき争いはない。

そこで、前記被告の主張を検討するに、そもそも浮島丸が舞鶴湾に入港したのは航海禁止命令によるものでないことは、次に述べる事実

関係から明らかであり、被告の主張は失当である。

すなわち、まず大海令52号（「8月24日18時以後、特に定むるものの外、航行中以外の艦船の航行を禁止す。」）による航行禁止令が出されたのは、浮島丸出航を翌日に控えた8月21日のことであった。

そして、この大海令は、翌22日午後、221349番電、大海指533号（「八、8月24日18時以降、現に航行中のものの外、艦船の航行を禁止す」）によって軍令部総長から大湊警備府司令長官に届けられた。

更に、同日19時20分、221605番電によって運輸本部長から浮島丸艦長に、同趣旨の航行禁止命令が届けられ、更にその数時間後には、221935番電によって「8月24日18時以降、百総屯以上の船舶は航行を禁止せらる。全時刻までに目的地に到着するごとく努力せよ。到着見込みないものは、右日時までに最寄りの軍港、又は港湾に入港せよ。」との命令が届けられたのである。

浮島丸の出港は22日22時頃である。従って、大湊警備府司令長官及び浮島丸艦長は、少なくとも221605番電による24日18時からの航行禁止命令を知ったうえで、浮島丸を出港させたのである。

また、221935番電については、浮島丸の出港前に届いたのか、若しくは出港後に届いたのか不明である。しかし、仮に出港後に届いたものであるとしても、上記命令に従えば、浮島丸は大湊に戻るべきであった。あるいは、新潟港に入港すべきであった。ところが、浮島丸は全く予想に反して日本海の沿岸を南下し続け、舞鶴湾に向かったのである。221935番電は、釜山を管轄する鎮海警備府司令長官と、大湊警備府司令長官、そして新潟武官にも通報されている。運輸本部は浮島丸入港の可能性を新潟港には通報しているが、舞鶴入港は予想せず、舞鶴鎮守府には通報していないのである。

以上より、浮島丸が舞鶴に入港したのは航海禁止命令によるもので浮島丸の航行者としてほかに採るべき方途がなかったとする被告の主張が全く事実と反することは明らかである。むしろ浮島丸は、大湊に

戻るか新潟港に入港すべきだったのであり、にもかかわらず航海禁止命令を無視して舞鶴湾に入港したために、触雷による爆沈という事態を招いたことになる。

従って、本件においては、被告が主張するような舞鶴湾での触雷が不可避であったとの立証は何らなされていないと言うべきである。

オ 以上述べたことからすれば、被告は、舞鶴湾における機雷の存在を予見し、その機雷との接触を回避すべき義務があったにもかかわらず、航海禁止命令を無視して舞鶴湾に入港し、触雷による浮島丸爆沈という結果を発生させたものであり、被告に安全配慮義務違反が存することは明らかである。

従って、被告は浮島丸爆沈によって生じた原告らの損害を賠償すべき義務を負う。

4 立法不作為に基づく国家賠償請求

(1) 仮に原告らについて前記1、2、3の請求が認められないとすれば、憲法上救済されなければならない人権侵害について救済する法が欠けていることになる。したがって、原告らは立法不作為による国家賠償を予備的に請求する。

(2) 立法不作為による国家賠償請求の歴史

立法不作為による国家賠償を請求する訴訟は主に1970年代前半から1980年代後半にかけて下級審に現れた。それらは左記のような裁判例であった。

ア 札幌地小樽支判1974・12・9「在宅投票制1次訴訟」(判時762号8頁)

イ 札幌高判1978・5・24〔在宅投票制1次訴訟控訴審〕(判時888号26頁)

ウ 札幌地判1980・1・17〔在宅投票制2次訴訟〕(判時953号18頁)

エ 東京地判1977・8・8〔定数配分千葉4区訴訟〕(判時859号3頁)

オ 東京地判1978・10・19〔定数配分東京7区訴訟〕（判時914号29頁）

カ 大阪地裁1980・5・15〔私学訴訟〕（判時972号79頁）

これらの裁判例や学説においては、一般論として立法行為や立法不作為の違憲性を国家賠償訴訟で争うことを認める立場が多数を占めてきた。そして、国会議員の立法行為や立法不作為も国家賠償の原因たる違法な公権力の行使となりうることを当然の前提とした上で、国家賠償の認められるための要件である国会議員の故意過失をどのようにとらえるべきか、ここでの国家賠償訴訟が抽象的違憲審査におちいらないようにするためには、いかなる要件の絞りをかけるべきかという形で議論がすすめられてきた。

例えば前記イの裁判例は、過失の存在を否定して請求自体は棄却するものであったが、立法不作為に対する国家賠償請求の要件についての判決要旨は次の通りであった。

『一（一）国会議員による立法行為又は立法不作為についても国家賠償法1条1項は適用される。

（二）国会議員の免責特権を定める憲法51条は、国会議員の違法行為についての国の賠償責任を否定する趣旨を含むものではない。

二（一）憲法上の選挙権の保障には、選挙権行使の平等な機会の保障も含まれる。

（二）国会が、合理的と認められるやむを得ない事由のない限り、選挙権行使の平等を確保するよう立法することは、憲法上の義務である。

三 国会が憲法によって義務付けられた立法をすることを故意に放置する場合、裁判所は国会の当該立法不作為の憲法適合性を判断する。

四 国家賠償法適用上、国会議員の故意・過失については、国会の意思が各国会議員の意思であると前提すれば足りる。』

ところが、前記イの上告審である1985年11月21日最高裁第1

小法廷判決（民集39巻7号1512頁、以下「1985年小法廷判決」という）は、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定上、違法の評価を受けない。」と判示した。この判決は、当時から「下級審判決が今までに積み上げてきた成果を、いっきに根底からくつがえしてしまった」（野中俊彦・法律時報58巻2号・「在宅投票事件最高裁判決の検討」）と評価され、実際その後13年間、立法不作為による国家賠償を（及びその可能性を）認める裁判例は姿を消したのである。

(3) 1985年小法廷判決の誤り

ア 論理的誤り

右の判決の理由づけについて従来より次のような論理的な問題点が指摘されていた

(ア)判決は立法行為の違法と立法内容の違法の問題は区別されるべきであるとして、前者は後者とは異なり、性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から適否を法的に評価することは許されないとした。

しかし、刑事手続において逮捕・起訴・勾留などが独立の行為として国民の権利を制限するのとは異なり、国会議員の個々の行為は、法律案への賛成反対を問わず、総体的に法形成に向けられるのであり、独立の行為として直接個々の国民に法的効果を及ぼすことはありえないから、右の区別が直ちに判決のこのような効果に結びつくとは考えられない。

むしろ、国会のような合議制の機関については、議員意思の集約されたものとしての立法に違憲性があれば、それに向けた立法行為は国家賠償法上違法と評価され、結局観念的には区別された違法性が再び重なりあうと解するのが妥当である。

(イ)判決は憲法51条による国会議員の免責を、立法行為に対する国家賠償請求を抑制する根拠として挙げているが、憲法51条は国会

議員の立法活動について個人としての民事上の責任を問わないことを規定したものにすぎず、その違法な職務を国家賠償法上適法なものとなす趣旨ではない。

(ウ)判決は「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」を立法行為に対する国家賠償請求が許される例外的場合として挙げているが、それ以前の理由づけと、この例外には全く論理的関係が見いだせない。

イ 実質的誤り

しかし、右判決が最も厳しい批判を受けたのは、個々の論理的破綻により、判決が「人権が侵害された場合に裁判的救済を求める権利ないし憲法訴訟を提起する道を保障すべきことについての配慮がまったく感じられない」という点であった。

1976年4月14日最高裁大法廷判決（議員定数配分規定違憲訴訟、以下「1976年大法廷判決」という）が、公選法204条の選挙の効力に関する訴訟により議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争い得るのかについて疑問を呈しつつも、右の訴訟が現行法上選挙人が選挙の適否を争うことができる唯一の訴訟であり、これを措いては他に訴訟上公選法の違憲を主張してその是正を求める機会がないことに配慮し、「およそ国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照らして」これを認めたことと対比しても、1985年小法廷判決が小法廷の判断により無造作に立法行為に対する国家賠償請求を否定したことは理解困難というほかはなかった。

学説も、およそ憲法上の権利の侵害に対してできるだけ救済の道がひらかれなければならないという憲法上の要請に応えるためには「国家賠償法1条1項の解釈論として、立法行為や立法不作為にかかる国家賠償請求を肯定する説も否定する説もともに論理的に成立しうるとしたら、肯定説の方が選ばれるべきである」（内野正幸「在宅投票制廃止を争う道はいずこに」法学セミナー374号）り、「最高裁が…な

にゆえに自らの違憲審査権の行使に必要以上の制約を課す論理を展開したのか、率直に言って理解に苦しむ」（野中俊彦 前掲）と評したのである。

（４）山口地裁下関支部判決

元日本軍「慰安婦」及び朝鮮人女子勤労挺身隊員を原告とする「関釜裁判」１審判決（山口地裁下関支部１９９８年４月２７日判決、判時１６４２号、以下「下関判決」という）は、１９８５年小法廷判決以来１３年ぶりに立法不作為による国家賠償の成立の可能性を認め、一部の原告について国に賠償を命じた。同判決は１９８５年小法廷判決を原則的に承認しつつも、例外については解釈を異にするとして次のように判示した。

「立法不作為に関する限り、これが日本国憲法秩序の根幹的価値に関わる基本的人権の侵害をもたらしている場合にも、例外的に国家賠償法上の違法をいうことができるものと解する」

確かに、１９８５年小法廷判決は理由部分の論理と例外の提示に論理的関係がなく、しかも、例外については、積極的立法の場合を例示するのみで、立法不作為の場合についての例示がない。そして、積極的違憲立法に比べ、立法不作為の場合に国家賠償によって争う必要性がより高いことを考慮すると、下関判決の判示のように、１９８５年小法廷判決を原則的に維持しつつ、例外の解釈を拡大することによって、本件について立法不作為の違法を認めたことは、最高裁判例に対する謙抑的な批判として十分に理解できるところである。

（５）原告らの主張

ところで、１９８５年小法廷判決は、個別事案の解決としては、１９７６年大法廷判決において、定数不均衡の場合に公選法上の無効訴訟を提起することが認められたのを受け、在宅投票制の問題についても行政訴訟によるべきであり、あえて立法不作為の国家賠償という道を認める必要はないとの判断があったものとも思われる。

しかし、１９８５年小法廷判決の当時には思い至らなかった戦後補償を求める訴訟が１９８９年以来本件を含めて６０件近く提起され、１９

85年小法廷判決の弊害がますます明らかになった。すなわち、戦後補償の問題は、日本国民には恩給法・援護諸法を通じて膨大な予算を投じた戦後補償が行われたにもかかわらず、それらのほとんどすべてに国籍条項を設け、また戦争を遂行した人々への補償に厚く、戦争に巻き込まれた人々への補償に薄いという体系の立法がおこなわれたため、旧植民地出身者には全く補償・賠償の手が差し伸べられることがなかった故の問題であり、まさに立法不作為の問題だったのである。

しかし、これらの訴訟の前には1985年小法廷判決が立ちはだかり、しかも戦後補償の問題においては（在日韓国人への恩給法・援護法適用という限られた事例を除いては）行政訴訟によって争う余地がなく、まさに憲法上の人権が侵害されながら、その救済の道が見いだせないという困難を強いられたのである。

そのため、戦後補償に関する数多くの判決において、裁判所は現状が違憲であることを示唆したり、立法解決を望む旨判示しながら、主文においては原告の請求を棄却するという、無力な対応に終始せざるをえなかったのである。

そのような判決のうち数例を挙げれば、以下の如くである。

- ・大阪地裁1995年10月11日判決（元日本軍属在日韓国人援護法障害年金却下処分取消訴訟 1審判決 判タ 901号84頁）

『在日韓国人について、国籍条項、戸籍条項により、援護法の適用対象外として何らの補償給付を行わず、前記のように重大な差別を生じさせる取扱いは、憲法14条に違反する疑いがあるといわざるを得ない。』

- ・東京地裁1998年6月23日判決（元日本軍人韓国人損害賠償請求事件）

『原告のように、退役後は日本国から恩給が支給されると信じ、旧日本軍人として我が国のために最も危険な南方の最前線で戦闘に3加し、片腕を失うほどの重度の戦傷を受けたにもかかわらず、その後自己の意思によらず国籍を喪失したという一事をもって、被告である日本国から何らの補償も受けられないという事態は、

いかにも不可解であるといわざるを得ず、何らかの立法措置が講ぜられてしかるべきである。』

- ・東京高裁1998年7月13日判決（元日本陸軍軍属韓国人BC級戦犯者国家補償等請求事件 判時1647号39頁）

『この問題によって、人道的、国家補償の見地からする戦後補償立法が我が国及び先進主要国においてみられる実情にかんがみる時、…右の問題について適切な立法措置がとられるのが望ましいことは、明らかである。第2次世界大戦が終わり、戦犯者控訴人らが戦犯者とされ、戦犯裁判を受けてから既に50年余の歳月が経過し、戦犯者控訴人らはいずれも高齢となり、当審係属中にも、そのうち2人が死亡している。国政関与者においてこの問題の早期解決を図るため適切な立法措置を講じることが期待されるところである。』

- ・東京地裁1998年7月31日判決（元日本軍人韓国人恩給請求棄却処分取消請求事件 判時1657号43頁）

『現在の繁栄が幾多の人々の犠牲の上に存すること、そして、その犠牲を被った者が日々生活を送る生身の人間であること、恩給法の適用のある軍務に服した者としては、当然に同法による恩給給付を期待して職務に当たったであろうこと、特に、増加恩給は公務の遂行において自己の心身という重要な法益に重篤な障害を生じた元公務員の稼働能力の減耗を補うものであることに思いを致せば、日本人として従軍しながら戦後の国際関係の間で日本国民としての国籍を喪失し、同一の立場にあった日本人とは異なる取扱いを受け、経済的にも著しい格差が生じていることは、平等・公正の観念に照らして疑義なしとしないところである。…国際社会において、国家の責任において引き起こされた損害について、その国家が内外国人を問わずに補償を行うことが望ましい…』

- ・東京高裁1998年9月29日判決（元日本軍属在日韓国人援護法障害年金却下処分取消訴訟 判時1659号35頁）

『…人道的な見地からしても、また国連の規約人権委員会から関

心事項（懸念事項）として指摘されていることに照らしても、速やかに適切な対応を図ることが、我が国に課せられた政治的・行政的責務でもあるというべきである。

…援護法の国籍条項及び本件付則を改廃して、在日韓国人にも同法適用の途を開くなどの立法をすること、又は在日韓国人の戦傷病者についてこれに相応する行政上の特別措置を採ることが、強く望まれる。』

・東京地裁1998年12月21日判決（光州千人訴訟）

『日本の国会で何らかの直接的補償措置の検討がなされることが望まれることはいうまでもない。』

これらの「付言」の意図するところには原告らも共感するところではあるが、かかる付言をしつつ、結局立法裁量論により請求を棄却するのでは、少数者の人権の最後の砦である裁判所として余りにも無力な対応であるといわざるを得ない。

そもそも、立法裁量論は立憲民主主義が健全に機能していることを前提とする議論である。本件をはじめとする戦後補償訴訟は、多数決により成立した国会や政府が、長年にわたって少数者たる旧植民地出身戦争被害者を放置してきた現実の下で裁判所に最後の望みを託して被害者らが提起したものであり、立法裁量論が妥当する場面ではない。ここで裁判所が立法裁量論に逃避したのでは、被害者の人権は回復する術がない。

本件原告らのような被害者に、人権の回復を図りたければ日本の立法や行政に何らかの影響力を行使せよと告げる事が、いかに非現実的であるか、原告らと間近に接した本裁判所には十分に理解できるはずである。

このように、多くの裁判例が現状の不正義を認めながら、弱々しく「付言」することしかできなかった理由のひとつは、1985年小法廷判決により最高裁が立法不作為による国家賠償という裁判所の武器を無造作に投げ捨ててしまったことにある。

1985年小法廷判決の誤りは、右のように、その後15年の経過が明らかにしている。もとより最高裁判例も絶対的なものではありえず、誤りがあれば変更されるべきであり、特に15年の時を経て以上、

変更したとしても法的安定性を害するものではない。

したがって、原告らとしては、1985年小法廷判決の例外に関する判示のみ変更しようとする下関判決の英知に十分に敬意を表しながらも、1985年小法廷判決自体を変更し、例外としてではなく、正面から立法不作為による国家賠償請求の道を再び開くことが正当であると考ええる。

(6) 立法不作為による国家賠償の要件

ア 1985年小法廷判決以前の下級審及び学説により形成された立法不作為による国家賠償請求の要件は次のようなものと考えられる。

(ア) 立法者の立法義務が憲法上明示されているか、または解釈上導き出される場合に

(イ) 相当の期間を経過してもなお立法者が立法義務を怠っているときに、立法の不作為が違憲となり、

(ウ) 国会議員の故意・過失が認められる場合には国家賠償が認められる。

そこで本件についてこれらの要件を検討する。

イ 本件における立法義務の根拠

(ア) 憲法前文・9条

すでに論じたように憲法前文・9条は日本国の立法・行政・司法に対して道義的国家たるべき義務を課している。立法府においてはこの義務は、原告らのような被害者らに対する補償・賠償立法を行う義務に外ならない。

(イ) 憲法13条、14条

田中宏証言で明らかにされたように、被告は恩給法や各種援護法により、軍人・軍属、国家総動員法による徴用者、学校報国隊員、女子勤労挺身隊員、国民勤労報国隊員、満州開拓青年義勇隊員、防空監視隊員、満州青年移民、従軍看護婦等々に細かく援護の手を差し伸べておきながら、原爆被爆者関係を除く全ての援護立法に国籍条項を設け、旧植民地出身者を排除してきた。

同じく日本国民として、日本国民の義務として軍務や労務に従事させられながら、日本国籍を有する旧軍人軍属に法律による援護が

行われる一方、戦後、自らの意思に関わりなく日本国籍を喪失したとみなされた（サンフランシスコ平和条約締結にともなう民事局長通達）ことにより原告らが日本国からの一切の補償を受けられずにいることは、明らかに不合理な差別であり憲法14条の趣旨に違反する。

むしろ、50年間の侵略と植民地支配を反省する日本国憲法の立場からは、植民地から強制的に動員されて被害を受けた原告たちこそ、より厚い補償、賠償の対象となるべきである。しかるに、原告ら又はその肉親は、無事に故郷に送り届けられることもなく舞鶴湾で爆沈による被害を受け、命さえ奪われたにもかかわらず、被告は謝罪はおろか、真相の究明も、遺骨を遺族のもとに送り届けることさえ、55年にわたって怠ってきた。被告がアジア各地で旧軍人の遺骨を熱心に収集している事と比較しても、原告らに対するこのような対応は、原告ら旧植民地出身者を一個の人格として認めていない事に由来すると考えざるを得ない。

被告のこのような対応が、原告らを際限のない苦しみに陥れているのであり、これは原告やその肉親の人格的価値自体への侵害と言うべきものである。したがって、個人の尊厳を最高の価値とする憲法13条が、立法府に対して、原告らをこのような苦しみから解放するための立法を命じている事はあきらかである。

ウ 合理的期間について

国会は卓越した調査能力をもち、しかも戦争に動員されたのが、旧内地出身者のみではなく、多くの旧植民地出身者や占領地出身者が動員されたことは当時より公知の事実であったから、日本国憲法制定時、あるいは遅くともサンフランシスコ条約締結時には国会は十分に原告らに対する賠償立法を立法課題として認識できたはずである。

現に、国会は日本国憲法の制定を受けて「道義日本建設の決議」を行い、サンフランシスコ条約の締結により占領が解除されるや、いち早く1952年に遺族援護法を制定、翌1953年に恩給法を復活し、日本国籍を有する戦争被害者への補償を開始している。したがって、

遅くとも1953年には国会は立法課題として認識することが可能であり、1審の判示とおり立法のために3年程度の期間が必要であったとしても、遅くとも1956年には立法の不作為は違法となっていたと解される。

エ 故意・過失

国会のような合議制の機関においては、故意・過失を個々の議員に即して認定する必要はなく、議員の統一的意識活動たる国会自身の故意・過失を論ずるをもって足りると解される（古崎慶長「国家補償法」113頁）。

そして、国会はその機構等において他の立法機関に類をみないほどの調査能力を有しているから、立法にあたって違憲を生じないようにする高度の注意義務を有しているのであり、法律の欠缺が違憲である場合には消極的立法行為の過失が推定されるべきである。

特に本件においては、ドイツ・アメリカなどにおいて当該国の国籍を有しない個人に対する戦後補償立法が進められ、その一方において日本では恩給法・援護法の国籍条項によって旧植民地出身者等を排除した戦後補償立法が進められた事情があるから、むしろ原告らに対する補償・賠償立法を行わないという積極的な立法意思が示されたというべきであり、国会には故意があった。

オ 賠償額

前記下関判決は元「慰安婦」原告らについて、「将来の立法により被害回復がなされることを考慮し」、立法措置が遅延したことに対する慰謝料のみを認定した。

おそらく、同判決は「本来の損害に対する賠償」については政策的に複数の選択肢があり、その賠償額まで裁判所が決定することは、国会の立法権に対する侵害となりかねないとの配慮をしたものと理解される。

しかし、そもそも数十年にわたり立法も遺骨の返還も怠ってきた国会や行政の政治部門に対し、右のような慰謝料の認定をもって解決を促すのでは、高齢の被害者らの救済として、まったく不十分である。

しかも、本件について、立法の遅延による損害にとどまらず、実質的に浮島丸事件により受けた被害そのものを填補する賠償額を認定したとしても、それは本件原告に対する個別救済にすぎず、原告らと同様の被害を被った多くの被害者や類似の被害を被った旧植民地出身者らに対する賠償をどのように解決するかについては国会が複数の選択肢のなかから政策決定することになり、決して裁判所が立法権を行使したり、国会の立法権を侵害したという問題にはならない。

思うに、立法不作為の損害賠償額をいかに認定するかとの問題はいわゆる「救済法」の領域に属する問題である。憲法13条は国民が裁判を受ける権利の行使として権利・自由の実現を求めた場合に、裁判所としても司法権の性質と矛盾しない範囲でできるだけ実効的な救済を与えるべきことを要請する趣旨を含んでいると解されるところ、権利概念の最上位に属する原理的権利概念については裁判所に所与のものとして与えられるが、その下位にある具体的権利、手段的権利については裁判官による創造の対象となる。すなわち、事件・争訟の解決を任務とする司法権には権利の具体的実現をはかる「救済法」の分野において創造的活動が求められている（佐藤幸治「憲法（新版）273頁、同「基本的人権の保障と救済」法学教室55号65頁、谷口安平「権利概念の生成と訴えの利益」講座民事訴訟法2 弘文堂）

原告らに対する補償・賠償立法の欠缺が違憲である以上、裁判所が浮島丸事件による被害の填補にあたる賠償額を認定して、原告らに関する限りにおいて問題を解決することが、むしろ裁判所に期待されているのである。

よって、請求の趣旨相当額の賠償額が認容されるべきである。

5 遺骨返還請求について

(1) 事実関係

ア 事件当時

事件当時、海岸に打ち上げられる等して現場で揚収された遺体は、舞鶴海兵団敷地に仮埋葬され、船とともに沈んだ遺体はそのまま放置

された。

イ 第1次引揚

1950年3月から、飯野サルベージ株式会社が浮島丸を引き揚げて再利用する計画をたて、まず船体の後半部を引き揚げた（第1次引揚作業）。しかし、再利用は不可能と判断してその後の引き揚げ作業は中止された。右引き揚げ作業に伴い、その中の遺骨が回収された。回収された遺骨は103柱と計算された。

なお、右の内、再利用する計画のもとで船体の引き揚げ作業がなされた点について、被告は不知と認否しているが、当時の新聞にその点の記事が掲載されている。そして、引き揚げ作業が途中で中止されたことから、その目的は船体の再利用であったことが窺える。

同年4月ころ、仮埋葬されていた遺体が掘り出され、右回収された遺骨と合わせて火葬された。

ウ 第2次引揚

1954年1月から、飯野重工業株式会社が浮島丸をスクラップとして利用するため、船体前半部の引き揚げを行った（第2次引揚作業）。右引き揚げ作業に伴い、その中の遺骨が多数回収された。

エ 遺骨の保管

以上の経緯で回収された遺骨は、個々の遺骨の身元の特定が困難であったため、舞鶴地方復員部において、遭難者名簿における朝鮮半島出身者の遭難者の数（524名）に合わせて分けられ（いわゆる分骨）、舞鶴の東本願寺別院で保管されていたが、その後、1955年1月21日、呉地方復員部に移送された後に各々の遺骨箱に遭難者名簿上の特定人名である524名の氏名（創氏名）の記入が行われた。その後、1958年に厚生省引揚援護局に移管され、1971年から東京都目黒区所在の祐天寺に預託された。

オ 一部遺骨の返還

その後犠牲者の遺骨について、1971年11月20日に「38柱」、1974年12月8日に「198柱」、及び1976年10月に「5柱」が外交ルートにより返還された。なお、返還された遺骨はいずれ

も前記の経緯で遺骨箱に創氏名の記入が行われている分骨（混骨）であり、その意味で例えば「38柱」とあるが、あくまで被告独自の見解にすぎない。そして、遺骨の引渡は、予め遺族に連絡することなく、金浦空港又は釜山空港等において行われた。慰霊祭は、厚生省又は祐天寺において行われた。

現在祐天寺には、「280柱」の遺骨（混骨）が預託されている。

(2) 遺骨返還請求

韓国では、人々は遺骨を探して故郷に埋葬し大切に扱うという（証人李金珠）。遺族が肉親の遺骨の返還を求める心情について説明はいらない。祖先の冥福を祈り、靈魂の安らかなることを願う気持ちは、人間にとって普遍的なものだからである。

遺骨の返還を求める原告らに対し、被告は、本訴の過程で被告が保管している遺骨がいわゆる分骨（混骨）であることを明らかにし、訴訟の最終段階で遺骨返還請求を認諾する方針を明らかにした。

この被告の訴訟態度で明らかなのは、被告は、決して自ら進んで遺骨の収集経過（分骨になった経緯）を遺族らに説明しようとする意思がないということである。原告遺族らは、肉親の遺骨を求めているのであって、それ以上でもそれ以下でもない。遺族らは、名前の付けられた「物」の返還を求めているのではない。認諾により引き渡すにしても、それが分骨であること、分骨になった経緯、返還が遅れた理由を説明すべきことは当然のことである。祐天寺保管の遺骨について、原告らが合同で保管追悼できるように慰霊碑の建設を望む者（原告全■烈、同張■道各本人調書）も「日本政府の責任」でと述べているように、被告の説明責任を免責しているのではない。

この点、被告は、終戦後、旧ソ連などに強制抑留された亡くなった日本人であるシベリア抑留死没者につき、「身元に完全な確証を持ってない遺骨を渡すことは、遺族をかえって愚弄する」との見解を示している（甲C第8号証、1999年1月25日付読売新聞）。

また、被告は、既に韓国政府を通じて原告らの一部を含む浮島丸事件犠牲者遺族に対し、祐天寺に保管されていた分骨を肉親の遺骨として引

き渡している。しかし、被告は、この遺骨返還の際に分骨であることなど返還の経緯を説明していない。既に遺骨の返還を受けた遺族の中には、円筒の陶器に入った3本の焼骨を亡父の遺骨ではないと思いつつ、亡父の遺骨と信じて受け取った者がいる（原告文■植本人調書）し、釜山まで遺骨を受け取りに行ったが、亡父の遺骨か確かでないので引き取らなかった者（原告番号29呉■春）もいる。被告は、本訴和解期日で祐天寺保管の遺骨が分骨であることの説明、謝罪を拒否した。被告は、国家として今後も遺骨に寄せる遺族らの心情を考慮した行動をとらないのであろうか。

この点、被告は、例えば対馬丸事件（1944年8月22日、学童疎開船対馬丸が沈没した事件。国民学校の児童ら乗船していた1747人の内、児童738人を含む1508人が死亡した。）については、遺骨を収集してほしい、という遺族の思いが強いことから、船体確認や2度の洋上慰霊祭にとどまらず、国の慰謝事業として、「対馬丸戦没者記念館（仮称）」建設を検討するに至っている（甲C第9号証、1999年8月16日付沖縄タイムス）。

さらに、認諾については、訴訟係属の早い段階で被告から主張することも可能であったはずである。被告の対応は、結審直前に認諾することで敗訴を免れれば足りるというものである。この対応は、消極的というより、むしろ本件被害者やその遺族に対し今後も浮島丸事件の真相究明、陳謝、賠償に努力しないことを宣明しようとしているとしか考えられない。被告は、将来も国家機関が関与した死亡事故が発生した場合、遺族に対し、遺骨は自費で取りに來い、事件の事実関係は明らかにしないという態度で臨むのであろうか。本件を日本軍による自爆事件とする評価が韓国で定説になっており、原告らの一部が日本の「蛮行」と呼ぶことも宜なるかなである。

被告が、積極的に真相究明のための調査、説明をしない限り、原告らの日本国に対する不信は続くのである。

第4 問われる日本の戦後賠償責任

1 浮島丸事件に対する日本国政府の態度

(1) 浮島丸は1945年8月24日午前5時20分頃、舞鶴湾内下佐波賀沖300メートルにさしかかったとき、突如、船体中央部が爆発し、マストのみを海上に残し、二つに割れた船体はそのまま海底に沈んだ。

乗船者は、乗組員255名、朝鮮人3735名との厚生省の発表があるが、その数は正確に把握できていないものではない。さらに、大湊海軍施設部作成の「死没者名簿」は、死者の数「乗客524名、乗員25名」と記しているが、これも正確に把握できた数字ではない。

(2) 乗船者、遭難者の人数も正確に記録されていないのみならず、浮島丸の沈没原因すら、今日まで究明されることはなかった。日本政府は、米軍が敷設した機雷に触雷したと主張しているものの、その具体的裏付けは、説明されることはなく今日に至っている。

この裁判においても、被告は、法理上の反論を行うことに終始し、沈没の原因について誠実な究明を行う努力は全くしなかった。被告最終書面においてすら、「舞鶴湾内において沈没した浮島丸」のひとことをもって、浮島丸事件に触れているにすぎないのである。

1945年9月18日付釜山日報は、この沈没事故をもっとも早く報道したが、「陰謀か？過失か？帰国同胞船爆発、日本人は事前に下船上陸」と表現した。原告たちの中にも、自爆説（虐殺説）を確信している人も少なくない。

沈没の真相に迫る努力を一切しなかったことによって、加害者の立場にある日本国は、被害者の立場にある原告たちの間に埋めることのできない溝を作ったまま今に至っているのである。

(3) 沈没当時、海岸に打ち上げられた遺体は、仮埋葬された。船体とともに沈んだ遺体は、5年後の1950年3月に103柱、そして、さらに4年経過した1954年1月に245柱の遺骨となって引き揚げられ、厚生省の委託により、東京目黒の祐天寺に保管された。

この裁判において、被告国は、以上のように引き揚げられた遺骨を、「死没者名簿」によって「分骨」したものであるため、特定の被害者の

遺骨そのものとしてお返しできないことを明らかにした。すなわち、浮島丸事件の被害者の身元確認にもとづく、個々の遺体、遺骨の保管すらなされることは無かったのである。

- (4) 事故原因を解明することを怠ってきたこと、そして、遭難者の遺体、遺骨の特定をも怠ってきたこと、このような日本政府の態度は、浮島丸事件に対して国家責任をとる考えがはじめから無く、被害者への謝罪、賠償など全く検討しようとしたことが無かったことの明白な表現であるというほかは無い。

2 戦後補償の国際的動向

- (1) 原告たちは、現在、韓国に生活をしている韓国の人々である。浮島丸に乗船していた者、その遺族が日本国政府に対して「謝罪、補償」等を求めてこの裁判を起こした（1992年8月）。このときすでに、浮島丸の沈没から、47年の時間が経過していた。

その原因は、まず、日本国政府がこの事件について自ら原因を追及し、被害者への然るべき救済を行うことを全くしてこなかったことにある。そして、他方、原告たちは、韓国内の「民主化宣言」（盧泰愚大統領）を受けるまで、活動を禁じられてきたために、日本国政府に向かって訴えることは不可能な状況に押し込められていたためである。

長い年月にわたり封印されてきた浮島丸事件は、当事者たる原告が訴えることによって、はじめて、日本国政府、日本人の戦後補償問題のひとつとして課題を突き付けられたといえることができるのである。浮島丸事件は、今から半世紀以上も前に起こったことであるが、その原因の解明・責任の所在、そして、被害者への然るべき救済という課題は、日本国と日本人が負っている現在の事柄である。

- (2) 「謝罪と補償」は、一対のものであり、どちらか一方のみで足るものではないことを認識する必要がある。問われているのは、過去の戦争行為や植民地化によって被害を与えた原告らに対する「謝罪」と「補償」であって、これは、日本の「過去の克服」という課題に他ならないからである。

ドイツ語の訳語に由来する「過去の克服」は、戦後補償を早くから行ってきた（旧西）ドイツの、「道義的精神的姿勢を意味している」といわれる。（「戦争責任と戦後責任」朝日選書、6頁）

1985年5月、ヴァイゼッカー大統領は「罪の有無、老若いずれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。……過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。」（「荒れ野の40年」岩波ブックレット）と演説したことは余りにも有名である。そして、これに先立つこと40年前に、哲学者カール・ヤスパースは、ナチスの指導者の責任とともに、ドイツ国民一般の罪をも指摘して次のように述べていることも知られている（前掲書、10頁による）。

「私が他人の殺害を阻止するために命を投げ出さず手でつかねていたとすれば、私は自分に罪があると感じる。……このようなことを行われたあとでも、まだ私が生きているということが、ぬぐうことのできない罪となって私の上にかぶさるのである。」（ヤスパース「責罪論」理想社）

ドイツにおける数々の戦後補償立法（戦争犠牲者援護法、負担調整法、賠償補償法、連邦補償法、連邦返済法、ユダヤ人賠償法条約など）の根幹には、以上のような戦後ドイツの高い「道義的精神的姿勢」がある。

「過去の克服」とは、「過去のことを水に流す」といった姿勢とは全く異質のものである。「父や祖父の代のこと」として忘却・放置することではない。前掲書には、ドイツのジャーナリスト、ラルフ・ジョルダーノが、「第二の罪」という表現をもって、戦後の多くのドイツ人の姿勢を批判していることを紹介している。

すなわち、「第二の罪とは、ヒトラー時代のドイツ人が犯した罪（第一の罪）を、圧倒的多数のドイツ人が1945年のあとになって、心理的に抑圧し、否定したこと」をいう。「過去の克服」という課題に対して、この裁判の請求の趣旨は「謝罪と補償」となっているのであって、このことを理解せず、単に賠償金を求める訴えと捉えるならば、我々は「第二の罪」を犯すことになるということを銘記しておかねばならない。

(3) 戦勝国のアメリカ、カナダの戦後補償措置も日本国、日本人に対して

重要な先例となっている。

第二次世界大戦の敵国が日本であったことから、同国内の日系人に対して、強制移住、強制収容を行ったことについて、アメリカは「その不法行為性を確認し、国家が謝罪する」ことを法律の中に記載し、被害者のひとりひとりに補償金を支払った。（1988年8月10日、市民的自由法）。

1988年9月、カナダ政府と全カナダ日系人協会との間で結ばれた協定は、カナダ政府が大戦中に日系人に行った強制移住、強制収容、財産収奪等について、「人権侵害」を認め、その「不正に対する象徴的補償」として、個々人に補償金を支払った。

戦勝国ですら、敵国である日本国との関係は切り離して、日系人市民に対して、「謝罪と補償」を行うことを国家的義務として承認し、実行している。

(4) 以上に見るように、戦後補償の在り方として、ドイツ、アメリカ、カナダなど先進国においては、国家としての不正義を明確に認識し、犠牲者個人に国家が謝罪し、補償するというものである。

日本国は、「過去の克服」という道義性を全く欠いた国である。この裁判においても、被告国は、「謝罪」すら拒否してきたように、そこには全く道義性を見ることはできなかった。

3 日本の戦後補償法制

(1) 日本の戦後補償法制の概要は、田中宏教授の証言、及び、同教授作成の「浮島丸訴訟に関連する意見書」で明らかとされた。

法体系として整理するならば、軍人、軍属を中心として補償対象とした「恩給法」（1953）と、軍人、軍属ではないが、徴用その他、国とのある関係をもった「準軍属」という人々を補償の対象とする「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（1952）との二つの系譜である。

しかし、これらは、いずれも「国籍条項」を設け、日本国籍を有しない外国人を補償の対象外としていることにおいて共通点がある。このことが、もっとも不条理な補償制度という非難を免れない理由となっている

ることはいうまでもない。戦争における被害に着目して補償するならば、当時は同じく日本国籍保有者であった人々も、その後の国籍喪失に関わりなく補償されるべきものであろう。この不条理に対して、田中教授は「一国主義」と表現し、その民族中心主義の日本国の在り方を批判しているのである。

戦後補償として、この二つの法制度のもとで支払われた額は、'96年度末で約42兆円に達している。現在では44～45兆円に達していると推計される。これに比べ、対日平和条約に基づいて、フィリピン、インドネシア、ビルマ、韓国などに払った対外賠償（無償資金供与を含む）は、約1兆円にすぎないというものである。戦後補償に費やされた金額は莫大であるが、それはほとんど国内向けの支払いであった。これが、日本の戦後補償の本質である。

(2)しかし、近時に至り、「一国主義」の補償法制に例外として次のような法律が制定されるようになったことにも注意しておきたい。そのひとつが、「台湾住民である戦没者の遺族などに対する弔慰金等に関する法律」（1987年）、「特定弔慰金等の支給に関する法律」（1988年）である。

この立法は、台湾人元日本兵とその遺族が、日本政府に各500万円の補償請求の裁判を起こしたことが引き金となっていることは言うまでもない。東京高裁は1985年8月、「ほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益を受けていることは明らかである」と認定し、国の施策を「期待する」という文言で、この訴えに対する司法的見解を示した。

そして、2000年5月31日、さらに日本国籍離脱者を対象として、「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」が参議院を通過した。2001年3月施行から3年間の請求期限から開始されることになっている。

これらの特別立法は、従前の「恩給法」「援護法」が国籍条項により、補償の対象を日本人に限ってきたことの不条理を僅かではあるが、修正するものであると言える。

しかし、この新しい特別立法によっても、浮島丸事件の被害者たちは補償されることのないことは、田中教授が証言したとおりである。それはこの法律が「日本に在留する旧植民地人」のみを補償の対象としていることに由来する。ここでもまた、全く不条理な差別を残したことといわねばならない。台湾人元日本兵への補償は、日本に在留していないのであり、補償基準は整合していないのである。

(3)日本の戦後補償の法律を見ると、前記(旧西)ドイツ、アメリカ、カナダの補償立法と全く異質のものであることを見落としてはならない。

援護法はその立法の趣旨を「国家補償の精神に基づく」としているのであるが、前記、日本国籍の喪失者に対する特別の補償立法は、「人道的精神に基づき」と補償の根拠を表現している。言葉を変えることによって、日本国政府は、あくまで外国人に対しては、国としての補償責任を認めないという意志表明をしたことにほかならないのである。

すなわち、日本国には「謝罪と補償」という理念ははじめからないのである。

4 司法の責任

国籍条項を盾に一切の補償を拒んできた日本の戦後補償立法は、すでに破綻したことを例外的な二つの特別立法が示した。しかし、なお、その立法趣旨は「人道的精神」という曖昧な概念を使い、日本国の不正義、不法行為を自覚した上での謝罪という理念は全くないのである。

このことが、浮島丸事件の原告たちの訴えに対して、被告国が、事故原因の解明に全く努力をしなかったし、原告ら個人の各被害を調査するという努力も一切しなかったことの姿勢に如実に表れている。

日本国は、浮島丸沈没の事故を起こし、多数の死傷者を出したという「第一の罪」から眼を背け、一切責任をとろうとしない「第二の罪」を犯していることに他ならない。

果たして、この不条理な日本国政府の姿勢は、これから大きく発展してゆくアジア諸国に向かう姿勢として通用するであろうか?浮島丸事件は、過去の大きな政治的、歴史的な脈絡の中に発生した。そして、その事件を

今、真摯に捉え直すこともまた、今の大きな政治的、歴史的脈絡の中にある。しかし、その解決策はすぐれて法律に期待される正義・公平の実現にあるといえる。

裁判所が、司法府なりに、立法上の不条理をはっきりと認識し、被告たる国に、その見解を述べることは可能であり、重要であることはいうまでもない。立法府の怠慢に対して、立法不作為の違法を認めた山口地裁下関支部の判決（'98年4月）は、その意味で、日本の司法の権威を一步進めた評価といえることができる。本件裁判が浮島丸事件に対する国の姿勢について厳しい批判を向けることを我々は期待する。

以 上